

本資料のうち、枠囲みの内容は  
他社の機密事項を含む可能性が  
あるため公開できません。

女川原子力発電所第2号機 工事計画審査資料	
資料番号	02-工-D-13-0002_改5
提出年月日	2021年9月1日

## 基本設計方針に関する説明資料

### 【第6条 津波による損傷の防止】

### 【第51条 津波による損傷の防止】

- 先行審査プラントの記載との比較表

- 要求事項との対比表

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7)

- 各条文の設計の考え方

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6)

2021年9月

東北電力株式会社

**赤字**：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名稱の相違（実質的な相違なし）  
**■**：前回提出時からの変更箇所

□ 番号：様式一7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

参考》柏崎刈羽原子力発電所 7号機（2020/9/25版）

東海第二発電所	女川原子力発電所 2号機	差異理由
<p>1. 津波による損傷の防止</p> <p>1.1 耐津波設計の基本方針</p> <p>設計基準対象施設及び重大事故等対処施設が設置（変更）許可を受けた基準津波によりその安全性又は重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、海上への影響要因及び流入経路等を考慮して、設計時にそれぞれの施設に対して入力津波を設定するとともに津波防護対象設備に対する入力津波の影響を評価し、影響に応じた津波防護対策を講じる設計とする。</p> <p>【6条1】【51条1】</p> <p>なお、「1. 津波による損傷の防止」の耐津波設計においては、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による地盤変動に伴い、牡鹿半島全体で約1mの地盤沈下が発生していることを考慮した設計とし、地盤沈下量を考慮した敷地高さや施設高さ等を記載する。</p> <p>【6条2】【51条2】</p> <p>津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女川では不要（東海第二特有）</p>	<p>女川は東北地方太平洋沖地震による地盤変動の影響を記載（女川特有）</p>	

**赤字**：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名稱の相違（実質的な相違なし）  
**■**：前回提出時からの変更箇所

□ 番号：様式一七との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

参考》柏崎刈羽原子力発電所 7号機(2020/9/25版)

東海第二発電所	女川原子力発電所 2号機	差異理由
1.1.1 津波防護対象設備	<p>設計基準対象施設が、基準津波により、その安全性が損なわれるおそれがないよう、津波から防護を検討する対象となる設備は、クラス1、クラス2及びクラス3設備並びに耐震Sクラスに属する設備（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）とする。</p> <p>このうち、クラス3設備について、安全評価上その機能を期待する設備は、津波に対してその機能を維持できる設備とし、その他の設備は損傷した場合を考慮して、代替設備により必要な機能を確保する等の対応を行う設計とする。これより、津波から防護すべき施設は、設計基準対象施設のうち、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されているクラス1及びクラス2に該当する構築物、系統及び機器（以下「津波防護対象設備」という。）とする。</p> <p>【6条3】</p> <p>津波防護対象設備の防護設計においては、津波により津波防護対象設備に波及的影響を及ぼすおそれのある津波防護対象設備以外の施設についても考慮する。</p> <p>【6条4】</p> <p>また、重大事故等対処施設及び可搬型重大事故等対処設備についても、設計基準対象施設と同時に必要な機能が損なわれるおそれがないよう、津波防護対象設備と共に含める。</p> <p>【51条3】</p> <p>さらに、津波が地震の隨伴事象であることを踏まえ、耐震Sクラスの施設（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）を含めて津波防護対象設備とする。</p> <p>【6条5】</p> <p>なお、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備は、人効津波に対して機能を十分に保持できる設計とする。</p> <p>【6条48】</p>	<p>記載表現の相違 (津波防護対象設備の選定方法を明確化)</p> <p>記載表現の相違 (津波防護対象設備の選定方法を明確化)</p> <p>記載表現の相違 (津波防護対象設備の選定方法を明確化)</p>

**赤字**：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）  
**■**：前回提出時からの変更箇所  
□ 番号：様式一7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）  
《参考》柏崎刈羽原子力発電所 7号機(2020/9/25版)

先行審査プランとの記載との比較表（浸水防護施設の基本設計方針）

差異理由
津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女川原子力発電所2号機では不要（東海第二特有）
東海第二発電所

**赤字**：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名稱の相違（実質的な相違なし）  
**■**：前回提出時からの変更箇所  
□ 番号：様式一七との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

### 参考》柏崎刈羽原子力発電所 7号機(2020/9/25版)

東海第二発電所	東海第二発電所	記載表現の相違
<p>1.2 入力津波の設定</p> <p>各施設・設備の設計又は評価に用いる入力津波として、敷地への遡上に伴う津波（以下「遡上波」という。）による入力津波と取水路、放水路等の経路から流流入に伴う津波（以下「経路からの津波」という。）による入力津波を設定する。</p> <p>【6条6】【51条4】</p>	<p>津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女川では不要（東海第二特有）</p> <p>記載表現の相違</p> <p>入力津波の設定の諸条件の変更により、評価結果が影響を受けないことを確認するために、評価条件変更の都度、津波評価を実施する運用を<b>保安規定に定めて管理</b>する。</p> <p>【6条7】【51条5】</p>	<p>1.2.1 遡上波による入力津波</p> <p>遡上波による入力津波については、遡上への影響要因として、敷地及び敷地周辺の地形及びその標高、河川等の存在、設備等の設置状況並びに地震による広域的な隆起・沈降を考慮して、遡上波の回り込みを含め敷地への遡上の可能性を評価する。</p> <p>遡上する場合は、基準津波の波源から各施設・設備の設置位置において算定される津波高さとして設定する。また、地震による変状又は繰返し<b>襲</b>する津波による洗掘・堆積により地形又は河川流路の変化等が考えられる場合は、敷地への遡上経路に及ぼす影響を評価する。</p> <p>【6条8】【51条6】</p>

**赤字**：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）  
**■**：前回提出時からの変更箇所

□ 番号：様式一七との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

参考》柏崎刈羽原子力発電所 7号機(2020/9/25版)

参考》柏崎刈羽原子力発電所 7号機(2020/9/25版)	東海第二発電所	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号機	記載表現の相違 差異理由
1.2.2 経路から津波による入力津波	1.2.2 経路から津波による入力津波	1.2.2 経路から津波による入力津波	流入経路を特定し、基準津波の波源から各施設・設備の設置位置において算定される時刻歴波及び津波高さとして設定する。	発電所設置場所の相違 （女川は水位上昇側と水位下降側で基準津波の波源モデルが異なるため、個別に地盤変動量を算定）
【6条9】【51条7】	【6条10】【51条8】	1.2.3 水位変動 「1.2.1 邊上波による入力津波」及び「1.2.2 経路からの津波による入力津波」においては、水位変動として、潮位平均高潮位 0.P.+1.43m、潮位平均干潮位 0.P.-0.14m を考慮する。上昇側の水位変動に対しては、潮位のばらつきとして 0.16m を考慮して設定する。下降側の水位変動に対しては、潮位のばらつきとして 0.10m を考慮して設定する。	地盤変動については、基準津波の波源である東北地方太平洋沖型の地震による広域的な地盤変動及び平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震による広域的な地盤変動を考慮する。	発電所設置場所、地盤変動量等の相違 （女川は潮位観測期間の違いに伴う潮位差と潮位平均潮位の標準偏差を考慮）

**赤字**：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）  
**■**：前回提出時からの変更箇所

□ 番号：様式一7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所 7号機(2020/9/25版)

女川原子力発電所 2号機

東海第二発電所	東海第二発電所	差異理由
<p>上昇側及び下降側の水位変動に対する安全性評価を実施する際には、平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震による沈降を考慮する。</p> <p>【6 条 11】【51 条 9】</p> <p>以上のことから、上昇側の水位変動に対して安全性評価を実施する際には、水位上昇側で考慮する波源による 0.72m の沈降を考慮する。</p> <p>一方、下降側の水位変動に対して安全性評価を実施する際には、水位上昇側で考慮する波源による 0.77m の沈降は考慮しない。</p> <p>ただし、下降側の水位変動に対する安全性評価を実施する際には、平成 29 年 4 月までに確認された余効変動による約 0.3m の隆起の影響を考慮する。また、今後も余効変動が継続することを想定し、平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震による広域的な地盤変動の解消により約 1m 隆起した場合の影響も考慮する。</p> <p>また、基準津波による入力津波が有する数値計算上の不確かさを考慮することを基本とする。</p>	<p>上昇側及び下降側の水位変動に対する安全性評価を実施する際には、平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震による沈降を考慮する。</p> <p>【6 条 11】【51 条 9】</p> <p>以上のことから、上昇側の水位変動に対して安全性評価を実施する際には、水位上昇側で基準津波の波源モデルが異なるため、個別に地盤変動量を算定</p>	<p>平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震による沈降の考慮の明確化</p>

なお、防潮壁の詳細設計に伴う平面配置等の変更及び 2011 年東北地方太平洋沖地震に伴い被災した地域における復旧・改修工事に伴う地形改変による影響も考慮し、変更前のそれについて算定された数値を安全側に評価する。

【6 条 12】【51 条 10】

津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女川では不要（東海第二特有）

**赤字**：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）  
**■**：前回提出時からの変更箇所  
□ 番号：様式一7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所 7号機(2020/9/25版)

東海第二発電所

女川原子力発電所 2号機

差異理由

津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女川では不要（東海第二特有）

先行審査プラントの記載との比較表（浸水防護施設の基本設計方針）

**赤字**：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）  
**■**：前回提出時からの変更箇所  
□ 番号：様式一7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所 7号機(2020/9/25版)

東海第二発電所

女川原子力発電所 2号機

差異理由

津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女川では不要（東海第二特有）

## 先行審査プランとの記載との比較表（浸水防護施設の基本設計方針）

**赤字**：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名稱の相違（実質的な相違なし）  
**■**：前回提出時からの変更箇所  
□：番号：様式一7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所 7号機(2020/9/25版)

東海第二発電所

女川原子力発電所 2号機

差異理由

津波防護対策

記載表現の相違

「1.2 入力津波の設定」で設定した入力津波による津波防護対象設備への影響を、津波の要地への流入の可能性の有無、漏水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響の有無、津波の流入等による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響の有無並びに水位変動に伴う取水性低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能及び重大事故等に対処するためには必要な機能への影響の有無の観点から評価することにより、津波防護対策が必要となる箇所を特定して必要な津波防護対策を実施する設計とする。

【6条13】【51条11】

津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女川では不要（東海第二特有）

入力津波の変更が津波防護対策に影響を与えないことを確認することとし、定期的な評価及び改善に関する手順を保安規定に定めて管理する。

【6条14】【51条12】

記載表現の相違

**赤字**：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名稱の相違（実質的な相違なし）  
**■**：前回提出時からの変更箇所

□ 番号：様式一7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所 7号機(2020/9/25版)

東海第二発電所

女川原子力発電所 2号機

記載表現の相違

1.3.1 敷地への流入防止（外郭防護1）

記載表現の相違

(1) 邑上波の地上部からの到達、流入の防止  
　　邑上波による敷地周辺の週上の状況を加味した浸水高さ（分布を基に、津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、邑上波の地上部から到達、流入の可能性の有無を評価する。

評価の結果、邑上波が地上部から到達し流入するため、津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画（緊急用電気品建屋、可搬型重大事故等対処設備保管場所である第1保管エリア、第2保管エリア及び第4保管エリア、緊急時対策建屋並びにガススタービン発電設備タンクビットを除く。）の設置された敷地に、邑上波の流入を防止するための津波防護施設として、防潮堤を設置する設計とする。

【6条15】【51条13】

記載表現の相違  
建屋名稱・設置位置の相違

設備対策の相違

また、津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画のうち、緊急用電気品建屋、可搬型重大事故等対処設備保管場所である第1保管エリア、第2保管エリア及び第4保管エリア、緊急時対策建屋並びにガススタービン発電設備タンクビットは、津波による邑上波が地上部から到達、流入しない十分高い場所に設置する設計とする。

【51条15】

記載表現の相違  
建屋名稱・設置位置の相違

設備対策の相違

**赤字**：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）  
■：前回提出時からの変更箇所

□番号：様式一7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所 7号機(2020/9/25版)

東海第二発電所

女川原子力発電所 2号機

差異理由

- (2) 取水路、放水路等の経路から津波の流入防止津波の流入の可能性のある経路につながる循環水系、海水系及び屋外排水路の標高に基づき、許容される津波高さと経路からの津波高さを比較することにより、津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地への津波の流入の可能性の有無を評価する。流入の可能性に対する裕度評価において、高潮ハザードの再現期間 100 年に対する期待値と、入力津波で考慮した朔望平均満潮位及び潮位のばらつきを踏まえた水位の合計との差を参照する裕度とし、設計上の裕度の判断の際に考慮する。  
【6条17】【51条16】

記載表現の相違  
流入経路の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）  
 黄色：前回提出時からの変更箇所  
 〇番号：様式一七との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

参考》柏崎刈羽原子力発電所 7号機(2020/9/25版)

女川原子力発電所 2号機

			差異理由
《参考》柏崎刈羽原子力発電所 7号機(2020/9/25版)	東海第二発電所	評価の結果、流入する可能性のある経路が特定され たことから、津波防護対象設備（非常用取水設備を除 く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地並びに 建屋及び区画への流入を防止するため、津波防護施設 として防潮壁及び取放水路流路縮小工を設置する設計 とする。また、浸水防止設備として逆流防止設備、水 密扉、浸水防止蓋及び逆止弁付ファンネルを設置並び に貫通部上水処置を実施する設計とする。 【6条18】【51条17】	記載表現の相違 設備対策の相違

**赤字**：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名稱の相違（実質的な相違なし）  
**■**：前回提出時から変更箇所  
□ 番号：様式一七との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所 7号機(2020/9/25版)

女川原子力発電所 2号機

先行審査プラントの記載との比較表（浸水防護施設の基本設計方針）		差異理由
東海第二発電所	女川原子力発電所 2号機	設備対策の違いによる手順の相違
【6条19】【51条18】	防潮壁鋼製扉、水密扉及び浸水防止蓋については、原則開閉運用とすることを保安規定に定めて管理する。及び第1号機の取水・放水機能を維持する運用を保安規定に定めて管理する。	津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女川では不要（東海第二特有）

**赤字**：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）  
**■**：前回提出時からの変更箇所  
□ 番号：様式一7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所 7号機(2020/9/25版)

東海第二発電所

女川原子力発電所 2号機

差異理由

津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女川では不要（東海第二特有）

□番号：先行審査プラントの記載との比較表（浸水防護施設の基本設計方針）

差異理由
津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女川では不要（東海第二特有）

**赤字**：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）  
**■**：前回提出時からの変更箇所  
□ 番号：様式一7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所 7号機(2020/9/25版)

東海第二発電所

女川原子力発電所 2号機

差異理由

津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女川では不要（東海第二特有）

□番号：先行審査プラントの記載との比較表（浸水防護施設の基本設計方針）

差異理由	女川原子力発電所 2号機	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号機
津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女川では不要（東海第二特有）			

**赤字**：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名稱の相違（実質的な相違なし）  
**■**：前回提出時からの変更箇所

□ 番号：様式一7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所 7号機(2020/9/25版)

女川原子力発電所 2号機

差異理由

1.3.2 漏水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止（外郭防護2）

記載表現の相違

(1) 漏水対策

経路からの津波が流入する可能性のある取水・放水設備の構造上の特徴を考慮し、取水・放水施設、地下部等において、津波による漏水が継続することによる浸水範囲を想定（以下「浸水想定範囲」という。）するとともに、当該範囲の境界における**浸水想定範囲外に流出する**可能性のある経路（扉、開口部、貫通口等）について、浸水防止設備を設置することにより、浸水範囲を限定する設計とする。さらに、浸水想定範囲及びその周辺にある津波防護構造設備（非常用取水設備を除く。）に対しては、浸水防止設備として、防水区画化するための設備を設置するとともに、防水区画内への浸水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するためには必要な機能への影響の有無を評価する。

【6条21】【51条20】

評価の結果、浸水想定範囲における長期間の**慢水**が想定される場合は、重要な安全機能及び重大事故等に対処するためには必要な機能への影響がないよう、排水設備を設置する設計とする。

【6条22】【51条21】

津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女川では不要（東海第二特有）

**赤字**：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）  
**■**：前回提出時からの変更箇所  
□ 番号：様式一7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所 7号機(2020/9/25版)

東海第二発電所

女川原子力発電所 2号機

差異理由

津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女川では不要（東海第二特有）

□番号：前回提出時からの変更箇所  
先行審査プランとの記載との比較表（浸水防護施設の基本設計方針）

差異理由	女川原子力発電所 2号機	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号機
津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女川では不要（東海第二特有）			

**赤字**：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名稱の相違（実質的な相違なし）  
**■**：前回提出時から変更箇所  
□ 番号：様式一七との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

### 参考》柏崎刈羽原子力発電所 7号機(2020/9/25版)

記載表現	建屋名称・設置位置の相違	差異理由
1.3.3 津波の流入等による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止（内郭防護）  (1) 浸水防護重点化範囲の設定 津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画を浸水防護重点化範囲として設定する。 【6条23】【51条22】	記載表現の相違 建屋名称・設置位置の相違	記載表現の相違 建屋名称・設置位置の相違
(2) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策 経路からの津波の流入を考慮した浸水範囲及び浸水量を基に、浸水防護重点化範囲に流入する可能性の有無を評価する。浸水範囲及び浸水量については、地震による溢水の影響も含めて確認する。地震による溢水については、「2. 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に示す内部溢水にて評価している 溢水事象を考慮する。 【6条24】【51条23】	考慮する内部溢水評価の相違 (内部溢水で考慮している地震による溢水として、隣接する1号機制御建屋の浸水深(床面から天井までの高さ)等について考慮し、浸水対策を実施している)	

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）  
■：前回提出時からの変更箇所

□番号：様式一7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

### 参考》柏崎刈羽原子力発電所 7号機(2020/9/25版)

差異理由	女川原子力発電所 2号機	東海第二発電所	女川に於ける重大事故等対処施設のみを防護するための設備設置の相違
評価の結果、浸水防護重点化範囲への流入の可能性のある経路、浸水口が特定されたことから、地震による設備の損傷箇所からの津波の流入を防止するための浸水防止設備として、浸水防止壁、水密扉及び浸水防止蓋の設置並びに貫通部止水処置を実施する設計とする。 【6条25】【51条24】	評価の結果、浸水防護重点化範囲への流入の可能性のある経路、浸水口が特定されたことから、地震による設備の損傷箇所からの津波の流入を防止するための浸水防止設備として、浸水防止壁、水密扉及び浸水防止蓋の設置並びに貫通部止水処置を実施する設計とする。 【6条25】【51条24】	また、浸水防止設備として設置する水密扉及び浸水防止蓋については、津波の流入を防止するため、扉及び蓋の閉止運用を保安規定に定めて管理する。 【6条26】【51条25】	また、浸水防止設備として設置する水密扉及び浸水防止蓋については、津波の流入を防止するため、扉及び蓋の閉止運用を保安規定に定めて管理する。 【6条26】【51条25】
内郭防護として設置及び実施する浸水防止設備については、貫通口、開口部等の一部分のみが浸水範囲となる場合においても貫通口、開口部等の全体を浸水防護することにより、浸水評価に対して裕度を確保する設計とする。 【6条27】【51条26】	内郭防護として設置及び実施する浸水防止設備については、貫通口、開口部等の一部分のみが浸水範囲となる場合においても貫通口、開口部等の全体を浸水防護することにより、浸水評価に対して裕度を確保する設計とする。 【6条27】【51条26】	津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女川では不要（東海第二特有）	津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女川では不要（東海第二特有）

**赤字**：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）  
**■**：前回提出時からの変更箇所  
□ 番号：様式一7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所 7号機(2020/9/25版)

東海第二発電所

女川原子力発電所 2号機

差異理由

津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女川では不要（東海第二特有）

○番号：前回提出時からの変更箇所  
先行審査プラントの記載との比較表（浸水防護施設の基本設計方針）

差異理由	女川原子力発電所 2号機	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号機
津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女川では不要（東海第二特有）			

**赤字**：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名稱の相違（実質的な相違なし）  
**■**：前回提出時からの変更箇所

□ 番号：様式一七との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

参考》柏崎刈羽原子力発電所 7号機（2020/9/25版）

『参考』柏崎刈羽原子力発電所 7号機（2020/9/25版）	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号機	差異理由
	1.3.4 水位変動に伴う取水性低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能及び重大事故等に対処するため必要な機能への影響防止	(1) 非常用海水ポンプ、大容量送水ポンプ（タイプI）及び大容量送水ポンプ（タイプII）の取水性	記載表現の相違 設備の相違
		原子炉補機冷却海水ポンプ及び高压炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ（以下「非常用海水ポンプ」という。）については、評価水位としての海水ポンプ室での下降側水位と非常用海水ポンプの取水可能水位を比較し、評価水位が非常用海水ポンプ取水可能水位を下回る可能性の有無を評価する。 【6条28】【51条27】	設備の相違 設備の相違 設備名稱の相違 設備の相違
		評価の結果、海水ポンプ室の下降側の評価水位が非常用海水ポンプの取水可能水位を下回ることから、津波防護施設として、海水を貯留するための貯留堰を設置することで、取水性を確保する設計とする。 【6条29】【51条28】	設備名稱の相違、記載表現の相違 設備の相違 共用の相違 設備名稱の相違 設備の相違 (女川は他号機設備を非常用取水設備として設定していない)
		なお、大津波警報が発表された場合又は引き波による水位低下が確認された場合に、非常用海水ポンプの取水性を確保するため、循環水ポンプを停止する運用を保安規定に定めて管理する。 【6条48】【51条47】	記載表現の相違 設備の相違

**赤字**：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）  
**■**：前回提出時からの変更箇所  
**□**：番号：様式一七との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所 7号機（2020/9/25版）

東海第二発電所

先行審査プラントの記載との比較表（浸水防護施設の基本設計方針）

差異理由	設備の相違	女川原子力発電所 2号機	設備の相違	記載表現の相違	設備の相違	設備の相違	設備の相違
設備の相違	設備の相違	設備の相違	設備の相違	設備の相違	設備の相違	設備の相違	設備の相違
非常用海水ポンプについて、津波による上昇側の水位変動に対しても、取水機能が保持できる設計とする。 【6条30】【51条29】	非常用海水ポンプについて、津波による上昇側の水位変動に対しても、取水機能が保持できる設計とする。 【51条30】	大容量送水ポンプ（タイプI）及び大容量送水ポンプ（タイプII）についても、入力津波の水位に対して、取水性を確保できるものを用いる設計とする。 【51条30】	大容量送水ポンプ（タイプI）及び大容量送水ポンプ（タイプII）についても、入力津波の水位に対して、取水性を確保できる設計とする。 【51条31】	津波の二次的な影響による非常用海水ポンプ、大容量送水ポンプ（タイプI）及び大容量送水ポンプ（タイプII）の機能保持確認	津波の二次的な影響による非常用海水ポンプ、大容量送水ポンプ（タイプI）及び大容量送水ポンプ（タイプII）の機能保持確認	津波の二次的な影響による非常用海水ポンプ、大容量送水ポンプ（タイプI）及び大容量送水ポンプ（タイプII）の機能保持確認	津波の二次的な影響による非常用海水ポンプ、大容量送水ポンプ（タイプI）及び大容量送水ポンプ（タイプII）の機能保持確認
基準津波による水位変動に伴う海底の砂移動・堆積に対して、取水口、取水路及び海水ポンプ室が閉塞することなく取水口、取水路及び海水ポンプ室の通水性が確保できる設計とする。 【6条31】【51条31】	基準津波による水位変動に伴う海底の砂移動・堆積に対して、取水口、取水路及び海水ポンプ室が閉塞することなく取水口、取水路及び海水ポンプ室の通水性が確保できる設計とする。 【6条32】【51条32】	非常用海水ポンプは、取水時に浮遊砂が軸受に混入した場合においても、軸受部の異物逃がし溝から浮遊砂を排出することで、機能を保持できる設計とする。	非常用海水ポンプは、取水時に浮遊砂が軸受に混入した場合においても、軸受部の異物逃がし溝から浮遊砂を排出することで、機能を保持できる設計とする。	非常用海水ポンプは、取水時に浮遊砂が軸受に混入した場合においても、軸受部の異物逃がし溝から浮遊砂を排出することで、機能を保持できる設計とする。	非常用海水ポンプは、取水時に浮遊砂が軸受に混入した場合においても、軸受部の異物逃がし溝から浮遊砂を排出することで、機能を保持できる設計とする。	非常用海水ポンプは、取水時に浮遊砂が軸受に混入した場合においても、軸受部の異物逃がし溝から浮遊砂を排出することで、機能を保持できる設計とする。	非常用海水ポンプは、取水時に浮遊砂が軸受に混入した場合においても、軸受部の異物逃がし溝から浮遊砂を排出することで、機能を保持できる設計とする。

**赤字**：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）  
**■**：前回提出時からの変更箇所

□ 番号：様式一七との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所 7号機(2020/9/25版)

女川原子力発電所 2号機

東海第二発電所

			差異理由
【参考】柏崎刈羽原子力発電所 7号機(2020/9/25版)	女川原子力発電所 2号機	天容量送水ポンプ（タイプⅠ）及び大容量送水ポンプ（タイプⅡ）は、浮遊砂の混入に対して、取水性能が保持できるものを用いる設計とする。 【51条 33】	設備の相違 設備名稱の相違 記載表現の相違
東海第二発電所	東海第二発電所	漂流物に対する可能性のある施設・設備を抽出し、抽出された漂流物となる可能性のある施設・設備が漂流した場合に、非常用海水ポンプへの衝突並びに取水口、取水路及び海水ポンプ室の閉塞が生じることがなく、非常用海水ポンプの取水性確保並びに取水口、取水路及び海水ポンプ室の通水性が確保できる設計とする。 【6条 33】【51条 34】	設備の相違 設備の相違 設備の相違 設備名稱の相違 記載表現の相違

**赤字**：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）  
**■**：前回提出時からの変更箇所  
□ 番号：様式一7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所 7号機(2020/9/25版)

東海第二発電所

女川原子力発電所 2号機

差異理由

津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女川では不要（東海第二特有）

□番号：前回提出時からの変更箇所  
先行審査プランとの記載との比較表（浸水防護施設の基本設計方針）

差異理由	女川原子力発電所 2号機	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号機
津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女川では不要（東海第二特有）			

**赤字**：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）  
**■**：前回提出時からの変更箇所  
□ 番号：様式一7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所 7号機(2020/9/25版)

東海第二発電所

女川原子力発電所 2号機

差異理由

津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女川では不要（東海第二特有）

□番号：先行審査プラントの記載との比較表（浸水防護施設の基本設計方針）

差異理由	女川原子力発電所 2号機	東海第二発電所	女川原子力発電所 2号機
津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女川では不要（東海第二特有）			

**赤字**：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）  
**■**：前回提出時からの変更箇所  
**□**：番号：様式一7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所 7号機(2020/9/25版)

東海第二発電所

1.3.5 津波監視

記載表現	差異理由
津波監視設備として、敷地への津波の繰返しの実験を察知し、津波防護施設及び浸水防止設備の機能を確実に確保するため、津波監視カメラ（計測制御系統施設の中央制御室機能と）兼用（以下同じ。）及び取水ピット水位計を設置する。 【6条35】【51条35】	津波監視設備の相違、記載の明確化 共用の相違 設備の相違（女川は取水ピット水位計にて上昇側・下降側を監視可能） 津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女川では不要（東海第二特有）

**赤字**：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）  
**■**：前回提出時からの変更箇所  
**□**：番号：様式一7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所 7号機(2020/9/25版)

東海第二発電所

女川原子力発電所 2号機

差異理由

1.4.1 設計方針

津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備について、「1.2 入力津波の設定」で設定している繰返しの来襲を想定した入力津波に対して、津波防護対象設備の要求される機能を損なうおそれがないよう以下の機能を満足する設計とする。  
**【6条36】**【51条36】

記載表現の相違

津波防護施設は、津波の流入による浸水及び漏水を防止する設計とする。  
 津波防護施設のうち防潮堤及び防潮壁については、入力津波高さを上回る高さで設置し、止水性を保持する設計とする。

津波防護施設のうち取放水路流路縮小工については、第1号機の取水水路及び放水水路からの津波の流入を抑制し、入力津波に対して浸水を防止する設計とする。  
 また、第1号機の廃止措置期間中に性能を維持すべき施設（以下「性能維持施設」という）に影響を与えない設計とする。

設備の相違

津波防護施設のうち貯留堰については、津波による水位低下に対して、非常用海水ポンプの取水可能水位を保持し、かつ、冷却に必要な海水を確保する設計とする。

【6条37】

主要な構造体の境界部には、想定される荷重的作用及び相対変位を考慮し、試験等にて止水性を確認した止水ジョイント等を設置し、止水処置を講じる設計とする。

【6条38】

【51条38】

部材名称の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）  
■：前回提出時からの変更箇所

□番号：様式一七との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所 7号機(2020/9/25版)

東海第二発電所

女川原子力発電所 2号機

差異理由

設備の相違

(2) 浸水防止設備  
浸水防止設備は、浸水想定範囲等における浸水及び浸水後の波圧等に対する耐性を評価し、津波の流入による浸水及び漏れ水を防止する設計とする。  
また、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に浸水時及び浸水後に津波が流入することを防止するため、当該区画への流入経路となる開口部に浸水防止設備を設置し、止水性を保持する設計とする。

【6条39】【51条39】

浸水防止設備として、逆流防止設備、水密扉、浸水防止蓋、浸水防止壁、逆止弁付ファンネルを設置するとともに、貫通部止水処置を実施する設計とする。  
軽油タンクエリアの浸水に対する浸水防止設備についてには、内郭防護として流入経路となる開口部に設置する設計とする。

浸水防止設備は、耐性を評価又は試験等により止水性を確認した方法により、止水性を保持する設計とする。

【6条40】【51条40】

設備の相違

記載表現の相違  
(記載の明確化)

記載表現の相違  
(女川は入力津波に対する止水性を前段でまとめて記載)

**赤字**：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）  
**■**：前回提出時からの変更箇所  
□：番号：様式一7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

### 参考》柏崎刈羽原子力発電所 7号機(2020/9/25版)

東海第二発電所	女川原子力発電所 2号機	差異理由			
(3) 津波監視設備 津波監視設備は、津波の来襲状況を監視可能な設計とする。津波監視カメラは、波力及び漂流物の影響を受けない位置、取水ピット水位計は波力及び漂流物の影響を受けにくい位置に設置し、津波監視機能が十分に保持できる設計とする。また、基準地震動 S <sub>s</sub> に対して、機能を喪失しない設計とする。設計に当たっては、自然条件（積雪、風荷重）との組合せを適切に考慮する。【6条41】【51条41】	津波監視設備のうち津波監視カメラは、非常用電源から給電し、赤外線撮像機能を有したカメラにより、昼夜にわたり中央制御室から監視可能な設計とする。 【6条42】【51条42】	設備名称の相違 記載表現の相違 設計方針の相違	津波監視設備のうち取水ピット水位計は、非常用電源から給電し、0.P.-11.25m～0.P.+19.00mを測定範囲として、非常用海水ポンプが設置された海水ポンプ室補機ポンプエリアの上昇側及び下降側の水位を中央制御室から監視可能な設計とする。 【6条43】【51条43】	設備名称の相違 設計の相違 設備名称の相違 設計方針の相違	設備の相違(女川は取水ピット水位計にて上昇側・下降側を監視可能)

**赤字**：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名稱の相違（実質的な相違なし）  
**■**：前回提出時からの変更箇所  
□：番号：様式一7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

### 参考》柏崎刈羽原子力発電所 7号機(2020/9/25版)

東海第二発電所	女川原子力発電所 2号機	差異理由
	<p>1.4.2 荷重の組合せ及び許容限界</p> <p>津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計に当たっては、津波による荷重及び津波以外の荷重を適切に設定し、それらの組合せを考慮する。また、想定される荷重に対する部材の健全性や構造安定性について適切な許容限界を設定する。</p> <p>【6条44】【51条44】</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>津波と組み合わせる荷重については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」のうち「2.3 外部からの衝撃による損傷の防止」で設定している自然条件（積雪、風荷重）及び余震として考えられる地震に加え、漂流物による荷重を考慮する。津波による荷重の設定に当たっては、各施設・設備の機能損傷モードに対応した荷重の算定過程に介在する不確かさを考慮し、余裕の程度を検討した上で安全側の設定を行う。</p> <p>【6条45】【51条45】</p>

津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女IIでは不要（東海第二特有）

**赤字**：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）  
**■**：前回提出時からの変更箇所  
□ 番号：様式一7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所 7号機(2020/9/25版)

東海第二発電所

女川原子力発電所 2号機

差異理由

津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女川では不要（東海第二特有）

□番号：前回提出時からの変更箇所  
先行審査プランとの記載との比較表（浸水防護施設の基本設計方針）

**赤字**：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）  
**■**：前回提出時からの変更箇所  
□ 番号：様式一7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所 7号機(2020/9/25版)

東海第二発電所

女川原子力発電所 2号機

差異理由

津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女川では不要（東海第二特有）

先行審査プラントの記載との比較表（浸水防護施設の基本設計方針）

**赤字**：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）  
**■**：前回提出時からの変更箇所  
□ 番号：様式一7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所 7号機(2020/9/25版)

東海第二発電所

女川原子力発電所 2号機

差異理由

津波特有の事故シーケンスを事故シーケンスグループとして選定していないため女川では不要（東海第二特有）

○番号：先行審査プラントの記載との比較表（浸水防護施設の基本設計方針）

**赤字**：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）  
**■**：前回提出時からの変更箇所  
□ 番号：様式一7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所 7号機(2020/9/25版)

先行審査プラントの記載と比較表	女川原子力発電所第2号機	差異理由
東海第二発電所	2. 燃料貯蔵設備 2.1 燃料貯蔵設備の基本方針 使用済燃料を貯蔵する乾式キャスク（兼用キャスク を含む。）は保有しない。 【6条47】 【4条10】【5条65】【7条30】【26条48】	工事計画の申請範囲の差異 (技術基準規則の改正による差異)

○ 番号：前回提出時からの変更箇所  
□ 番号：様式一7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

（核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針）

△ 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7  
【第6条 津波による損傷の防止】

様式-7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】開港する資料と基本設計方針を組みけるための付番
青色：設置許可申請書	<開港する資料>
茶色：設置許可と基準規則との対比	・様式-1への届出書（補足説明資料）
緑色：技術基準規則との対比	・技術基準規則リスト（設定期間に開港する説明書 別添-1）

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ （津波による損傷の防止）	設置許可申請書 （ 第六条 設計基準対象施設 (兼用キャスク及びその周 辺施設を除く。)が基準津波 (設置許可基準規則第五条 第一項に規定する基準津波 をいう。以下同じ。)により その安全性が損なわれるお それがないよう、防護措置 その他の適切な措置を講じ なければならぬ。 ①②③④⑤⑥⑦	設置許可申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ （2）耐津波構造 本発電用原子炉施設は、 その供用中に当該施設に大 きな影響を及ぼすおそれが ある津波（以下「基準津波」 という。）に対して、次の方 針に基づき耐津波設計を行 い、「設置許可基準規則」に 適合する構造とする。①a (i) 設計基準対象施設の 耐津波設計	1. 安全設計 1.5 耐津波設計 1.5.1 設計基準対象施設の 耐津波設計	1.5.1.1 設計基準対象施設 の耐津波設計の基本方針 設計基準対象施設は、そ の供用中に当該設計基準対 象施設に大きな影響を及ぼ すおそれがある津波（以下 「基準津波」という。）に対 してその安全機能が損なわ れるおそれがない設計とす る。①(1a 重複)なお、耐津 波設計においては、平成 23 年 3月 11 日に発生した東北 地方太平洋沖地震による地 盤変動に伴い、牡鹿半島全 体で約 1m の地盤沈下が発 生していることを考慮した 設計とし、以下 1.5.1, 10.6.1.1 及び 10.8.1 で は、地盤沈下量を考慮した 敷地高さや施設高さ等を記 載する。①f	1.1 耐水防護施設 1.1.1 設計方針の明確化
【解釈】 1 第1項の規定は、設置許 可基準規則第5条第1項の 規定に基づき設置許可で確 認した設計方針に基づき、 基準津波（設置許可基準規 則第5条第1項に規定する 基準津波をいう。以下同 じ。）により設計基準対象施 設の安全性を損なわないよ う、津波防護施設、浸水防 止設備及び津波監視設備の設 置等の措置を講じているこ と並びにそれらの機能を維 持していることをいう。 ①②③④⑤⑥⑦	（津波による損傷の防止）	（津波による損傷の防止）	（津波による損傷の防止）	（津波による損傷の防止）	（津波による損傷の防止）	（津波による損傷の防止）	（津波による損傷の防止）	（津波による損傷の防止）	（津波による損傷の防止）		

当該条文は全て追加要求の  
ため、変更後のみに記載す  
る。

同上

記載方針の明確化

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第6条 津波による損傷の防止】

<p>赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）</p> <p>青色：設置基準許可と本文及下部欄に重複（後）との対比</p> <p>茶色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比</p> <p>緑色：技術基準規則と基本設計方針（前）との対比</p> <p>紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比</p>	<p>【〇〇条〇〇】開港する資料と基本設計方針を組みけるたもの付番 &lt;開港する資料&gt;</p> <p>・様式-1への展開表（補足説明資料）</p> <p>・技術基準規則リスト（設定根拠に開港する説明書 別添-1）</p> <p>・技術基準規則と本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比</p> <p>・技術基準規則と本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比</p> <p>・技術基準規則と本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比</p> <p>・技術基準規則と本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比</p> <p>・技術基準規則と本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比</p>
--	---

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 添付書類（ 基本設計方針（後） の付番）	設置許可申請書 添付書類（ 基本設計方針（後） の付番）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
【6条2】	1.1.1 津波防護対象設備 設計基準対象施設が、基 準津波により、その安全性 が損なわれるおそれがない よう、津波から防護を検討 する対象となる設備は、ク ラス1、クラス2及びクラス 3設備並びに耐震Sクラス に属する設備（津波防護 施設、浸水防止設備及び津 波監視設備を除く。）とす る。このうち、クラス3設備 については、安全評価上そ の機能を期待する設備は、 津波に対してその機能を維 持できる設計とし、その他 の設備は損傷した場合を考 慮して、代替設備により必 要な機能を確保する等の対 応を行う設計とする。これ より、津波から防護すべき 施設は、設計基準対象施設 のうち「発電用軽水型原子 炉施設の安全機能の重要度 分類に関する審査指針」で 規定されているクラス1及 びクラス2に該当する構築 物、系統及び機器（以下「津 波防護対象設備」という。） とする。 ③a③b 【6条3】	また、 <u>設計基準対象施設</u> のうち、津波から防護する 設備を「 <u>津波防護対象設備</u> 」とす る。③a	(1) 「 <u>津波防護対象の選定</u> 」 「 <u>設置許可基準規則</u> 」第 五条（津波による損傷の防 止）の「 <u>設計基準対象施設</u> は、 <u>基準津波</u> に対して安全 機能が損なわれるおそれが ないものでなければならな い」との要求は、 <u>設計基準対 象施設</u> のうち、 <u>安全機能</u> を 有する <u>設備</u> を津波から防護 することを要求しているこ とから、津波から防護を検 討する対象となる <u>設備</u> は、 <u>設計基準対象施設</u> のうち安 全機能を有する <u>設備</u> （クラ ス1、クラス2及びクラス 3設備）である。 また、「 <u>実用発電用原子炉</u> 及びその <u>附属施設</u> の位置、 構造及び <u>設備</u> の基準に關す る規則の解釈」（以下「 <u>設置 許可基準規則の解釈</u> 」とい う。）別記3では、津波から 防護する <u>設備</u> として、 <u>耐震 Sクラス</u> に属する <u>設備</u> （津 波防護施設、 <u>浸水防止設備</u> 及び津波監視設備を除く。） が要求されている。 以上から、津波から 防護を検討する対象となる <u>設備</u> は、 <u>クラス1、クラス2及び クラス3設備</u> 並びに <u>耐震S クラス</u> に属する <u>設備</u> （津波	同趣旨の記載であるが、表 現の違いによる差異あり。	1.1.1 津波防護対象設備 浸水防護施設		

③b引用元：P3

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第6条 津波による損傷の防止】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】開港する資料と基本設計方針を組み切ったもの付番
青色：設置変更許可本文及付録の付録（付番及び下線）	<開港する資料>
茶色：設置変更許可本文及付録（付番）との対比	・様式-1への展開表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則（別添-1）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則（別添-1）
■黄色：前回指出時の変更箇所	■前回指出時の変更箇所

様式-7

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 防護施設、浸水防止設備及 び津波監視設備を除く。）と する。このうち、クラス3設 備について、安全評価上 その機能を期待する設備 は、津波に対する機能 を維持できる設計とし、そ の他の設備は損傷した場合 を考慮して、代替設備によ り必要な機能を確保する等 の対応を行う設計とする。 これより、津波から防護 する設備は、クラス1及び クラス2設備並びに耐震S クラスに属する設備（津波 防護施設、浸水防止設備及 び津波監視設備を除く。） (以下1.5において「設計 基準対象施設の津波防護対 象設備」という。)とする。	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
③ 【6条4】	さらには、津波が地震の隨 伴事象であることを踏ま え、耐震Sクラスの施設（津 波防護施設、浸水防止設備 及び津波監視設備を除く。） を含めて津波防護対象設備 とする。	津波防護対象設備の防護 設計においては、津波によ り津波防護対象設備に波及 的影響を及ぼすおそれがあ る津波防護対象設備以外の 施設についても考慮する。	①b 【6条5】	なお、津波防護施設、浸水 防止設備及び津波監視設備 は、入力津波に対して機能 を十分に保持できる設計と する。	1.1.1 津波防護対象設備	

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7  
**【第6条 津波による損傷の防止】**

様式-7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例〇】開港する資料と基本設計方針を組みけるたもの付番
青色：設置変更許可本文及付属資料等概要欄（後）の引用以外の記載	<開港する資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への展開表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
黄色枠：前回指針時からの変更箇所	

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ハ セ）	設置許可申請書 及び基本設計方針（後） と之の対比	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
技術基準規則・解釈							

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
**【第6条 津波による損傷の防止】**

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例〇】開港する資料と基本設計方針を組つけるための付番
青色：設置変更許可本文及く基本設計方針（後）との対比	<開港する資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への届出手帳（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠）に関する説明書 別添-1
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
黄色：前回指出時からの変更箇所	別添-1

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 添付書類（ ）、	設置許可申請書 添付書類（ ）、	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				た、牡鹿半島には二級河川 (後川、淀川及び養川) 及び 準用河川(千鳥川、津持川、 北ノ川及び中田川) があり、 二級河川の後川は鮫ノ浦湾 に、それ以外の河川は石巻 湾側に流入している。  敷地は、主に、O.P. + 2.5m, O.P. + 13.8m 及び O.P. + 59m 以上の高さに分 かれている。	b. 敷地における施設の位 置、形状等の把握  設計基準対象施設の津波 防護対象設備（非常用取水 設備を除く。）を内包する建 屋・区画として、原子炉建 屋、タービン建屋及び制御 建屋はO.P.+13.8m の敷地 に設置する。また、屋外に は、O.P.+13.8m の敷地に排 気筒、海水ポンプ室補機ボ ンプエリア、軽油タンクエ リア(軽油タンク、燃料移送 ポンプ) 及び復水貯蔵タン クを設置する。また、海水ボ ンプ室補機ボンブエリア、 軽油タンクエリア及び復水 貯蔵タンクから原子炉建屋 に接続する配管を敷設する 地下構造物（以下1.5 にお いて「トレンチ」という。） や排気筒連絡ダクトはO.P. + 13.8m の敷地の地下部に 設置する。非常用取水設備 として、O.P.+2.5m の敷地		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7  
【第6条 津波による損傷の防止】

様式-7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例】開港する資料と基本設計方針を組みけるたもの付番
青色：設置変更許可本文及し改めて申請（後）との引用以外の記載	<開港する資料>
茶色：設置変更許可本文及し改めて申請（後）との対比	・様式-1への属関事（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則（設定根拠）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則（前回指針から変更箇所）

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ ）、 添付書類（ ）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）			<p>の地下部に取水口及び貯留堰（津波防護施設を兼ねる。）、0.P.+2.5m の敷地から0.P.+13.8m の敷地にかけての地下部に取水路、0.P.+13.8m の敷地に海水ポンプ室を設置する。</p> <p>津波防護施設として、女川湾に面した0.P.+13.8m の敷地面に防潮堤を設置する。</p> <p>防潮堤は、天端高さ0.P.+29.0m の鋼管式鉛直壁と盛土堤防で構成される構造であり、盛土堤防はセメント改良土による盛土構造とする。海と連接する取水路、放水路から敷地面への流入を防止するため、2号炉海水ポンプ室スクリーンエリア、2号炉放水立坑及び3号炉放水立坑周りの敷地面（0.P.+13.8m）並びに3号炉海水熱交換器建屋取水立坑の天端を設置し、0.P.+13.8m の敷地の地下部の1号炉取水路及び1号炉放水路には取放水路流路縮小工を設置する。取放水路流路縮小工は、1号炉取水路及び1号炉放水路内にコンクリートを設置して流路を縮小するものである。また、引き波時において、原子炉補機冷却海水</p>	

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7  
【第6条 津波による損傷の防止】

技術基準規則・解釈		設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類(へ ん)	設置許可申請書 添付書類(へ ん)	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
要求事項との対比表								

様式-7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）  
青色：設置変更許可本文及付録の変更點（後）との引用以外の記載  
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比  
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比  
紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比  
黄色：技術基準規則と基本設計方針(後)との対比  
■ : 前回指出時からの変更箇所

【〇〇条例】開港する資料と基本設計方針を組みけるたもの付番  
<開港ナシ資料>

・様式-1への届出書（補足説明資料）

・技術基準規則リスト（設定根拠）に関する説明書 別添-1)

■ : 前回指出時からの変更箇所

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）  
青色：設置変更許可本文及付録の変更點（後）との引用以外の記載  
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比  
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比  
紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比  
■ : 前回指出時からの変更箇所

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第6条 津波による損傷の防止】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例】開港する資料と基本設計方針を組みけるたもの付番 <開港する資料>
青色：設置変更許可本文及付箋等の付箋ハから引用以外の記載	・様式-1への届出事（補足説明資料）
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
緑色：技術基準規則と基本設計方針（前）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
黄色：前回指針時からの変更箇所	前回指針時からの変更箇所

様式-7

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 基本設計方針と の対比）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 基本設計方針と の対比）	c. 敷地周辺の人工構造物 の位置、形状等の把握 発電所構内の港湾施設と しては、防波堤を設置して おり、その内側には物揚岸 壁（3,000 重量トン級）を設 けている。敷地周辺の港湾 としては、発電所から北西 約 7 km の位置に女川港が あり、3,000 重量トン級岸 壁が設けられ、防波堤が設 置されている。また、女川湾 には女川港（石浜、高白浜、 横浦及び大石原浜を含む。） の他に 8 つの漁港（寺間、竹 浦、桐ヶ崎、小乘浜、野々浜、 飯子浜、塚浜及び小屋取）が 点在する。発電所に最も近 い漁港（北約 1 km の位置） は小屋取漁港であり、同漁 港には防波堤が整備され、 小型漁船や船外機船等の係 留船が約 20 隻停泊して いる。 また、発電所が面する女 川湾では、カキやホタテ・ホ ヤなどの養殖漁業が営まれ	

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第6条 津波による損傷の防止】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	[〇〇条〇〇]：関連する資料と基本設計方針を組み切ったもの付番
青色：設置変更許可本文及く基本設計方針ハから引用以外の記載	<開港ナシ資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への属間表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準要求実験器リスト（設定根拠）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準設計方針
黄色：前回指出時からの変更箇所	[添付資料]

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ ており、養殖筏等の海上設 置物が認められる。 このほかに津波漂流物流等 の観点から、発電所へ最も 影響があると考えられる小 屋取地区には、民家、漁具、 配電柱等がある。  発電所近傍の海上には、 発電所沖合約2kmに女川 ～金華山、女川～江ノ島の 定期航路があり、発電所沖 合約12kmでは仙台～苫小 牧間のフェリーが運航され ている。	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
1.2 入力津波の設定	各施設・設備の設計又は評価に用いる入力津波として、敷地への週上に伴う津波（以下「週上波」という。）による入力津波と取水路、放水路等の経路からの流入に伴う津波（以下「経路からの津波」という。）による入力津波を設定する。 ④ 【6条6】	各施設・設備の設計又は評価に用いる入力津波として、敷地への週上に伴う津波（以下「週上波」という。）による入力津波と取水路、放水路等の経路からの流入に伴う津波（以下「経路からの津波」という。）による入力津波を設定する。	1.2 入力津波の設定	入力津波を基準津波の波源から各施設・設備の設置位置において算定される時刻歴波形として設定する。 ④c 基準津波による各施設・設備の設置位置における入力津波の時刻歴波形を第1.5-1図に示す。また、入力津波高さを第1.5-1表及び第1.5-2表に示す。	基準要求への適合性を明確化	浸水防護施設	1.2 入力津波の設定
1.2.1 週上波による入力津波	入力津波の設定に当たっては、津波の高さ、速度、衝撃力等に着目し、各施設・設備において算定された数值を安全側に評価した値を入力津波高さや速度として設定することで、各施設・設備の構造・機能の損傷に影響する浸水高及び波力・波圧について安全側に評価する。 ④ 【6条7】	入力津波の設定の諸条件の変更により、評価結果が影響を受けないことを確認するためには、評価条件変更の都度、津波評価を実施する運用を保安規定に定めて管理する。	1.2.1 週上波による入力津波	1.2.1 週上波による入力津波	基準要求への適合性を明確化	同上	1.2.1 週上波による入力津波

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第6条 津波による損傷の防止】

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類(ハ ン)	設置許可申請書 添付書類(ハ ン)	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	遇上波による入力津波については、 <u>遇上への影響要因として、敷地及び敷地周辺の地形及びその標高、河川等の存在、設備等の設置状況並びに地震による広域的な隆起・沈降を考慮して、遇上波の回り込みを含め敷地への遇上の可能性を評価する。</u>  <b>④a</b> 遇上する場合は、基準津波の波源から各施設・設備の設置位置において算定される津波高さとして設定する。また、地震による変状又は繰返し来襲する津波による洗掘・堆積により地形又は河川流路の変化等が考えられる場合は、敷地への遇上経路に及ぼす影響を評価する。  <b>④b</b> 【6条8】	遇上波による入力津波に ついては、 <u>潮位変動として、上昇側の水位変動に対しては朔望平均満潮位 0.P.+1.43m 及び潮位のばらつき 0.16m を考慮し、下降側の水位変動に対しては朔望平均干潮位 0.P.-0.14m 及び潮位のばらつき 0.10m を考慮する。</u>  <b>④d</b> 朔望平均潮位及び潮位のばらつきは敷地周辺の観測地点「鮎川検潮所(気象庁)」における潮位観測記録に基づき評価する。  潮汐以外の要因による潮位変動については、観測地点「鮎川検潮所」における過去 41 年(1970 年から 2010 年)の潮位観測記録に基づき、高潮発生状況(発生確率及び台風等の高潮要因)を確認する。  <b>④b</b> 【6条8】	a. 水位変動 入力津波の設定に当たっては、潮位変動として、上昇側の水位変動に対しては朔望平均満潮位 0.P.+1.43m 及び潮位のばらつき 0.16m を考慮し、下降側の水位変動に対しては朔望平均干潮位 0.P.-0.14m 及び潮位のばらつき 0.10m を考慮する。  <b>④d</b> 朔望平均潮位及び潮位のばらつきは敷地周辺の観測地点「鮎川検潮所(気象庁)」における潮位観測記録に基づき評価する。  潮汐以外の要因による潮位変動については、観測地点「鮎川検潮所」における過去 41 年(1970 年から 2010 年)の潮位観測記録に基づき、高潮発生状況(発生確率及び台風等の高潮要因)を確認する。	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	浸水防護施設 1.2.1 遇上波による入力津波		
1.2.2 経路からの津波による入力津波	経路からの津波による入力津波については、 <u>流入経路を特定し、基準津波の波源から各施設・設備の設置位置において算定される時刻歴波形及び津波高さとして設定する。</u>  <b>④c</b> 【6条9】	経路からの津波による入力津波については、 <u>流入経路を特定し、基準津波の波源から各施設・設備の設置位置において算定される時刻歴波形及び津波高さとして設定する。</u>  <b>④c</b> 【6条9】	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	浸水防護施設 1.2.2 経路からの津波による入力津波			
1.2.3 水位変動	「1.2.1 遇上波による入力津波」及び「1.2.2 経	「1.2.1 遇上波による入力津波」及び「1.2.2 経	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	浸水防護施設 1.2.3 水位変動			

様式-7

赤色：様式-6に関する記載(付番及び下線)	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を組みけるための付番
青色：設置変更許可本文及く基本設計方針(後)との対比	<開港オフィス資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針(後)との対比	・様式-1～1～の開港業者(補足説明資料)
緑色：技術基準規則と基本設計方針(後)との対比	・技術基準規則と基本設計方針(後)との対比
紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比	・技術基準規則と基本設計方針(後)との対比

赤色：様式-6に関する記載(付番及び下線)  
青色：設置変更許可本文及く基本設計方針(後)との対比  
茶色：設置変更許可と基本設計方針(後)との対比  
緑色：技術基準規則と基本設計方針(後)との対比  
紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比  
黄色：開港オフィス資料  
緑色：技術基準規則と基本設計方針(後)との対比  
青色：開港業者(補足説明資料)  
緑色：技術基準規則と基本設計方針(後)との対比  
黄色：前回指名時からの変更箇所

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第6条 津波による損傷の防止】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	[〇〇条〇〇]：関連する資料と基本設計方針を組みけるための付番
青色：設置変更許可本文及以外の資料による引用以外の記載	<開港オーナ資料>
茶色：設置変更許可と基準設計方針（後）との対比	・様式-1への属間表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則方針（後）
黄色：前回指出からの変更箇所	：前回指出からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ ハザード）について検討する。基準津波による敷地前面における水位の年超過確率は $10^{-4} \sim 10^{-5}$ 程度であり、独立事象として津波と高潮が重畳する可能性は極めて低いと考えられるものの、高潮ハザードについては、プラント運転期間を超える 100 年に対する期待値 O.P. +1.95m と入力津波で考慮した朔望平均満潮位 O.P. +1.43m と潮位のばらつき 0.16m の合計との差である 0.36m を外郭防護の裕度評価において参照する。 ④d [6条10]	設置許可申請書 添付書類（ ハザード）について検討する。基準津波による敷地前面における水位の年超過確率は $10^{-4} \sim 10^{-5}$ 程度であり、独立事象として津波と高潮が重畳する可能性は極めて低いと考えられるものの、高潮ハザードについては、プラント運転期間を超える 100 年に対する期待値 O.P. +1.95m と入力津波で考慮した朔望平均満潮位 O.P. +1.43m と潮位のばらつき 0.16m の合計との差である 0.36m を外郭防護の裕度評価において参照する。 ②b	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ ハザード）について検討する。基準津波による敷地前面における水位の年超過確率は $10^{-4} \sim 10^{-5}$ 程度であり、独立事象として津波と高潮が重畳する可能性は極めて低いと考えられるものの、高潮ハザードについては、プラント運転期間を超える 100 年に対する期待値 O.P. +1.95m と入力津波で考慮した朔望平均満潮位 O.P. +1.43m と潮位のばらつき 0.16m の合計との差である 0.36m を外郭防護の裕度評価において参照する。 ②b	設置許可、技術基準規則及び基本設計方針との対比	備考
a. 水位変動	津波による水位変動として、朔望平均満潮位 O.P. +1.43m、朔望平均干潮位 O.P. -0.14m を考慮する。	津波による水位変動として、朔望平均満潮位 O.P. +1.43m、朔望平均干潮位 O.P. -0.14m を考慮する。	津波による水位変動として、朔望平均満潮位 O.P. +1.43m、朔望平均干潮位 O.P. -0.14m を考慮する。	津波による水位変動として、朔望平均満潮位 O.P. +1.43m、朔望平均干潮位 O.P. -0.14m を考慮する。	津波による水位変動として、朔望平均満潮位 O.P. +1.43m、朔望平均干潮位 O.P. -0.14m を考慮する。	津波による水位変動として、朔望平均満潮位 O.P. +1.43m、朔望平均干潮位 O.P. -0.14m を考慮する。			
b. 地殻変動	地殻変動による地盤変動について、安全側の評価を実施するために、基準津波の波源である東北地方太平洋沖型の地震による広域的な地殻変動及び平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震による広域的な地殻変動を考慮する。	地殻変動による地盤変動について、安全側の評価を実施するために、基準津波の波源である東北地方太平洋沖型の地震による広域的な地殻変動及び平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震による広域的な地殻変動を考慮する。	地殻変動による地盤変動について、安全側の評価を実施するために、基準津波の波源である東北地方太平洋沖型の地震による広域的な地殻変動及び平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震による広域的な地殻変動を考慮する。	地殻変動による地盤変動について、安全側の評価を実施するために、基準津波の波源である東北地方太平洋沖型の地震による広域的な地殻変動及び平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震による広域的な地殻変動を考慮する。	地殻変動による地盤変動について、安全側の評価を実施するために、基準津波の波源である東北地方太平洋沖型の地震による広域的な地殻変動及び平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震による広域的な地殻変動を考慮する。	地殻変動による地盤変動について、安全側の評価を実施するために、基準津波の波源である東北地方太平洋沖型の地震による広域的な地殻変動及び平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震による広域的な地殻変動を考慮する。	地殻変動による地盤変動について、安全側の評価を実施するために、基準津波の波源である東北地方太平洋沖型の地震による広域的な地殻変動及び平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震による広域的な地殻変動を考慮する。	地殻変動による地盤変動について、安全側の評価を実施するために、基準津波の波源である東北地方太平洋沖型の地震による広域的な地殻変動及び平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震による広域的な地殻変動を考慮する。	地殻変動による地盤変動について、安全側の評価を実施するために、基準津波の波源である東北地方太平洋沖型の地震による広域的な地殻変動及び平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震による広域的な地殻変動を考慮する。

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第6条 津波による損傷の防止】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を組みけるための付番
青色：設置変更許可本文及く基本設計方針ハから引用以外の記載	<開港ナシ資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への展開表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則方針（後）との対比
黄色：前回指針からの変更箇所	：前回指針からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ ④e）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
洋沖地震による地盤変動については、発電所構内の水準点を用いた水準測量結果から1mと設定する。なお、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震後の余効変動として平成29年4月時点では約0.3m隆起していることを確認している。  ④e	洋沖地震による地盤変動については、発電所構内の水準点を用いた水準測量結果から1mと設定する。なお、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震後の余効変動として平成29年4月時点では約0.3m隆起していることを確認している。	洋沖地震による地盤変動については、発電所構内の水準点を用いた水準測量結果から1mと設定する。なお、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震後の余効変動として平成29年4月時点では約0.3m隆起していることを確認している。	沈降である。また、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震による広域的な地盤変動については、地震前（平成23年2月）と地震後（平成23年11月）の発電所構内の水準点（3点）を用いた水準測量結果の比較から、地震に伴い約1m沈降した。	沈降である。また、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震による広域的な地盤変動については、地震前（平成23年2月）と地震後（平成23年11月）の発電所構内の水準点（3点）を用いた水準測量結果の比較から、地震に伴い約1m沈降した。	なお、地震後の余効変動量を把握するため平成29年4月に同様の測量を実施し、地震後（平成23年11月）から約0.3m隆起していることを確認した。  上昇側及び下降側の水位変動に対する安全性評価を実施する際には、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震による1mの沈降を考慮した敷地高さや施設高さ等とする。  ④e ⑥条11】 以上のことから、上昇側の水位変動に対して安全性評価を実施する際には、水位上昇側で考慮する波源による0.72mの沈降を考慮する。	上昇側及び下降側の水位変動に対する安全性評価を実施する際には、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震による1mの沈降を考慮した敷地高さや施設高さ等とする。  ④e ⑥条11】 以上のことから、上昇側の水位変動に対して安全性評価を実施する際には、水位上昇側で考慮する波源による0.72mの沈降を考慮する。

浸水防護施設  
1.2.3 水位変動

同趣旨の記載があるが、表現の違いによる差異あり

一方、下降側の水位変動に対して安全性評価を実施する際には、水位下降側で考慮する波源による0.77mの沈降は考慮しない。  
ただし、下降側の水位変動に対する安全性評価を実施する際には、平成29年4月

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第6条 津波による損傷の防止】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	[〇〇条例]：関連する資料と基本設計方針を組みけるための付番
青色：設置変更許可本文及以外の資料	<開港場ナシ資料>
茶色：設置変更許可本文及以外の資料	・様式-1への展開表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
■黄色：前回提出時からの変更箇所	■黄色：前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ ）、 添付書類（ ）	設置許可申請書 及び基本設計方針と の対比	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考

動に対応する際には、平成29年4月までに確認された余効変動による約0.3mの隆起の影響を考慮する。また、今後も余効変動が継続することを想定し、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震による広域的な地殻変動の解消により約1m隆起した場合の影響も考慮する。<sup>④k</sup>

また、基準津波による入力津波が有する数値計算上の不確かさを考慮することを基本とする。

なお、防潮壁の詳細設計に伴う平面配置等の変更及び2011年東北地方太平洋沖地震に伴い被災した地域における復旧・改修工事に伴う地形改変による影響も考慮し、変更前のそれぞれについて算定された数値を安全側に評価する。

<sup>④</sup> 【6条12】

月までに確認された余効変動による約0.3mの隆起の影響を評価する。また、今後も余効変動が継続することを想定し、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震による広域的な地殻変動の解消により約1m隆起した場合の影響も評価する。<sup>④k</sup>

c. 敷地への海上に伴う入力津波による敷地周辺の海上・浸水域の評価（以下1.5において「数値シミュレーション」という。）に当たっては、数値シミュレーションに影響を及ぼす斜面や道路等の地形とその標高及び伝播経路上の人工構造物の設置状況を考慮し、海上域の格子サイズ（最小5m）に合わせた形状にモデル化する。

なお、標高のモデル化について、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震以前のデータを使用する場合には、広域的な地殻変動による約1mの沈降を考慮する。

敷地沿岸域及び海底地形は、海域では一般財団法人日本水路協会による海底地形デジタルデータ（2006）（平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震に伴う

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第6条 津波による損傷の防止】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例〇】：関連する資料と基本設計方針を組みけるための付番
青色：設置変更許可本文及く基本設計方針ハから引用以外の記載	<開港ナシ資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への属間表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準要求基準リスト（認定根拠）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
黄色：前回指出時からの変更箇所	

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 添付書類（ （付番及び下線）	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
技術基準規則・解釈					<p>広域的な地盤変動による約1mの沈降を考慮）、平成23年5月に実施した深浅測量等による地形データを使用し、陸域では、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震後に整備された国土地理院のDEMデータ等による地形データを使用する。ただし、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震に伴い被災した地域では、防波堤・防潮堤の建設や住宅の高台移転等を目的とした造成による復旧・改修工事計画があることから、これらの中を地形に反映した場合の影響についても入力津波の設定に考慮する。また、取水路、放水路等の諸元及び敷地標高について、発電所の竣工図等（平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震に伴う広域的な地盤変動による約1mの沈降を考慮）を使用する。</p> <p>伝播経路上の人工構造物については、図面を基に数値シミュレーション上影響を及ぼす構造物を考慮し、海上・伝播経路の状態に応じた解析モデル、解析条件が適切に設定された海上構造物のモデルを作成する。</p> <p>敷地周辺の海上・浸水域の把握に当たっては、敷地面積・側面及び敷地周辺の</p>		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第6条 津波による損傷の防止】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例〇】開港する資料と基本設計方針を組みけるたもの付番
青色：設置変更許可本文及付箋の付箋（後）との対比	<開港する資料>
茶色：設置変更許可本文及付箋（後）との対比	・様式-1への届出手帳（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
黄色：前回提出時からの変更箇所	

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ハ セキ）	設置許可申請書 及び基本設計方針（後） と之の対比	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針と之の対比	備考
技術基準規則・解釈							

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第6条 津波による損傷の防止】

様式－7

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類(へ き)	設置許可申請書 及び基本設計方針と の対比	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
							<p>赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）          背色：設置変更許可本文及付録の付番と標準設計方針(後)との記載          茶色：設置変更許可と標準設計方針(後)との対比          緑色：設置基準規則と基本設計方針(後)との対比          紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比</p> <p>黄色枠：前回指針時からの変更箇所</p> <p>【〇〇条例】開港する資料と基本設計方針を組みけるための付番          &lt;開港する資料&gt;          ・様式-1への届出書（補足説明資料）          ・技術基準規則リスト（設定根拠）に関する説明書 別添-1)</p>

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第6条 津波による損傷の防止】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例〇】：関連する資料と基本設計方針を組みけるたもの付番 <開港する資料>
青色：設置変更許可本文及く本文に付す書類ハから引用以外の記載	・様式-1への属間表（補足説明資料）
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
緑色：技術基準規則と基本設計方針（前）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 数値シミュレーションによ る津波水位に加えること） 考 慮 する。	設置許可申請書 及び基本設計方針と の対比	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備 考
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	数値シミュレーション結果を第1.5-2図に示す。防潮堤等の津波防護施設がない場合は、敷地の大部分が海上域となる。このため、津波防護施設である防潮堤を設置し、設計基準対象施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地に地上部から津波が到達、流入しない設計とする。防潮堤前面においては、「防波堤あり、基準地震動Ssによる地盤沈下あり」の組合せで最高水位となり、その津波水位は0.P.+24.4mとなる。	設置許可申請書 及び基本設計方針と の対比	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備 考

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7  
【第6条 津波による損傷の防止】

様式-7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例】開港する資料と基本設計方針を組みけるたもの付番
青色：設置変更許可本文及付箋	<開港する資料>
茶色：設置変更許可本文及付箋（後）との対比	・様式-1への属関表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則（後）との対比
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則（前）と基本設計方針（後）との対比
黄色：前回指名時からの変更箇所	前回指名時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 付箋）	設置許可申請書 及び基本設計方針（ 付箋）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
						<p>おける水位時刻歴波形の比較から、周期特性や時間経過に伴う減衰傾向に大きな差はないことから、港湾内の局所的な海面の固有振動の励起は生じていない。</p> <p>発電所敷地について、その標高の分布と津波の週上高さの分布を比較すると、週上波が敷地に地上部から到達又は流入する可能性がある。津波防護の設計に使用する入力津波は、敷地及びその周辺の週上域、週上経路の不確かさ及び施設の広がりを考慮して設定するものとする。設計基準対象施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地への地上部からの到達及び流入の防止に係る設計又は評価に用いる入力津波高さは、0.P. + 24.4mとする。</p> <p>なお、設計又は評価の対象となる施設等が設置される敷地に地震による沈下が想定される場合には、第1.5-1表に示す入力津波高さの設定において敷地地盤の沈下を安全側に考慮する。</p> <p>d. 取水路、放水路等の経路からの流入に伴う入力津波取水路、放水路等からの流入に伴う入力津波は、流</p>	

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
**【第6条 津波による損傷の防止】**

<p>赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）</p> <p>青色：設置変更許可本文及付箋の付箋欄へからの引用以外の記載</p> <p>茶色：設置変更許可本文及付箋（後）との対比</p> <p>緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比</p> <p>紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比</p>	<p>【〇〇条例】関連する資料と基本設計方針を組みけるたもの付番          &lt;開港ナシ資料&gt;</p> <p>・様式-1への展開表（補足説明資料）</p> <p>・技術基準規則リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）</p> <p>・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比</p> <p>・前回指出時からの変更箇所</p>
---	--

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 付箋）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針（ 付箋）	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	備考
						<p>入口となる港湾内における津波高さについては、上記a・及びb・に示した事項を考慮し、上記c・に示した事項を考慮し、各水路の特性を考慮した水位を適切に評価するため、開水路及び管路において非定常管路流の連続式及び運動方程式を適用し、上記の港湾内における津波高さの時刻歴波形を入力条件として管路解析を実施することにより算定する。その際、1号炉の取水口から海水ポンプ室に至る系、2号炉の取水口から海水ポンプ室に至る系、3号炉の取水口から海水熱交換器建屋に至る系、1号炉の放水口から放水立坑に至る系、2号炉の放水口から放水立坑に至る系及び3号炉の放水口から放水立坑に至る系をモデル化し、管路の形状、材質及び表面の状況に応じた損失を考慮するとともに、具付着の有無及びスクリーンの有無を不確かさとして考慮した計算条件とし、安全側の値を設定する。</p> <p>なお、非常用海水ポンプの取水性を確保するため、</p>	

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第6条 津波による損傷の防止】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例】開港する資料と基本設計方針を組み切ったもの付番
青色：設置変更許可本文及付録の付録へからの引用以外の記載	<開港する資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への展開表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針の変更箇所
黄色：前回指出時からの変更箇所	

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 付録）	設置許可申請書 添付書類（ 付録）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
1.3 津波防護対策	「1.2 入力津波の設定」 で設定した入力津波による 津波防護対象設備への影響 を、津波の敷地への流入の 可能性の有無、漏水による 重要な安全機能への影響の 有無並びに水位変動に伴う 取水性低下及び津波の二次 的な影響による重要な安全 機能への影響の有無の観点 から評価することにより、 津波防護対策が必要となる 箇所を特定して必要な津波 防護対策を実施する設計と する。 ①b①c①d①e 【6条13】	〔1.2 入力津波の設定〕 で設定した入力津波による 津波防護対象設備への影響 を、津波の敷地への流入の 可能性の有無、漏水による 重要な安全機能への影響の 有無、津波の流入等による 重要な安全機能への影響の 有無並びに水位変動に伴う 取水性低下及び津波の二次 的な影響による重要な安全 機能への影響の有無の観点 から評価することにより、 津波防護対策が必要となる 箇所を特定して必要な津波 防護対策を実施する設計と する。 ①b①c①d①e 【6条13】					
1.5.1.2 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針	貯留堰を設置するとともに、取水ピットの水位低下時又は発電所を含む地域に大津波警報が発表された場合、循環水ポンプを停止する運用を定める。このため、海水ポンプ室の入力津波高さの設定に当たっては、水位の評価は貯留堰の存在を考慮に入れるとともに、循環水ポンプの停止を前提として実施する。	貯留堰を設置するとともに、取水ピットの水位低下時又は発電所を含む地域に大津波警報が発表された場合、循環水ポンプを停止する運用を定める。このため、海水ポンプ室の入力津波高さの設定に当たっては、水位の評価は貯留堰の存在を考慮に入れるとともに、循環水ポンプの停止を前提として実施する。	貯留堰を設置するとともに、取水ピットの水位低下時又は発電所を含む地域に大津波警報が発表された場合、循環水ポンプを停止する運用を定める。このため、海水ポンプ室の入力津波高さの設定に当たっては、水位の評価は貯留堰の存在を考慮に入れるとともに、循環水ポンプの停止を前提として実施する。	貯留堰を設置するとともに、取水ピットの水位低下時又は発電所を含む地域に大津波警報が発表された場合、循環水ポンプを停止する運用を定める。このため、海水ポンプ室の入力津波高さの設定に当たっては、水位の評価は貯留堰の存在を考慮に入れるとともに、循環水ポンプの停止を前提として実施する。	〔1.2 入力津波の設定〕 で設定した入力津波による 津波防護対象設備への影響 を、津波の敷地への流入の 可能性の有無、漏水による 重要な安全機能への影響の 有無、津波の流入等による 重要な安全機能への影響の 有無並びに水位変動に伴う 取水性低下及び津波の二次 的な影響による重要な安全 機能への影響の有無の観点 から評価することにより、 津波防護対策が必要となる 箇所を特定して必要な津波 防護対策を実施する設計と する。 ①b①c①d①e 【6条13】	〔1.2 入力津波の設定〕 で設定した入力津波による 津波防護対象設備への影響 を、津波の敷地への流入の 可能性の有無、漏水による 重要な安全機能への影響の 有無、津波の流入等による 重要な安全機能への影響の 有無並びに水位変動に伴う 取水性低下及び津波の二次 的な影響による重要な安全 機能への影響の有無の観点 から評価することにより、 津波防護対策が必要となる 箇所を特定して必要な津波 防護対策を実施する設計と する。 ①b①c①d①e 【6条13】	〔1.2 入力津波の設定〕 で設定した入力津波による 津波防護対象設備への影響 を、津波の敷地への流入の 可能性の有無、漏水による 重要な安全機能への影響の 有無、津波の流入等による 重要な安全機能への影響の 有無並びに水位変動に伴う 取水性低下及び津波の二次 的な影響による重要な安全 機能への影響の有無の観点 から評価することにより、 津波防護対策が必要となる 箇所を特定して必要な津波 防護対策を実施する設計と する。 ①b①c①d①e 【6条13】

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第6条 津波による損傷の防止】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例】開港する資料と基本設計方針を組み切ったもの付番
青色：設置変更許可本文及く基本設計方針（後）との対比	<開港する資料>
茶色：設置変更許可本文及く基本設計方針（後）との対比	・様式-1への届出書（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針との対比	・技術基準規則と基本設計方針
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針
黄色：前回指出時からの変更箇所	別添-1

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ （4）水位変動に伴う取水性 低下による重要な安全機能 への影響を防止できる設計 とする。①e 重複）	設置許可申請書 添付書類（ （3）上記2方針のほか、設 計基準対象施設の津波防護 対象設備を内包する建屋及 び区画については、浸水防 護をすることにより、津波 による影響①d 等から隔離 可能な設計とする。 ②j 【6条14】	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
入力津波の変更が津波防護対策に影響を与えないことを確認することなし、定期的な評価及び改善に関する手順を保安規定に定めて管理する。	（2） 【6条14】				（5）津波監視設備について は、入力津波に対して津波 監視機能が保持できる設計 とする。①e 重複）	（4）津波監視設備において は、入力津波に対して津波 監視機能が保持できる設計 とする。①e 重複）	（5）津波監視設備において は、入力津波に対して津波 監視機能が保持できる設計 とする。①e 重複）

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第6条 津波による損傷の防止】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例〇】：関連する資料と基本設計方針を組つけるための付番
青色：設置変更許可本文及付箋の付箋（後）の引用以外の記載	<開港ナシ資料>
茶色：設置変更許可本文及付箋（後）との対比	・様式-1への属間表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準要求機器リスト（設定根拠）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
黄色：前回指出時からの変更箇所	

様式-7

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 付箋）	設置許可申請書 添付書類（ 付箋）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
						<p>路流路縮小工、2号炉補機 冷却海水系放水路の防潮壁 横断部及び屋外排水路の防 潮堤攔断部（海側法尻部）に 逆流防止設備、3号炉海水 熱交換器建屋補機ポンプエ リアに水密扉、3号炉海水 熱交換器建屋補機ポンプエ リア床開口部等に浸水防止 蓋、海水ポンプ室補機ポン プエリア及び3号炉海水熱 交換器建屋補機ポンプエリ アの床開口部に逆止弁付フ アンセルを設置する。また、 防潮壁の外側と内側のバイ パス経路となる2号炉海水 ポンプ室スクリーンエリア 等の防潮壁下部貫通部に対 して止水処置を実施する。 設計基準対象施設の津波 防護対象設備（非常用取水 設備を除く。）を内包する建 屋及び区画については、津 波による影響等から隔離可 能な設計とするため、内郭 防護として、海水ポンプ室 補機ポンプエリアの浸水防 護重点化範囲の境界に浸水 防止壁を設置する。また、原 子炉建屋及び制御建屋の浸 水防護重点化範囲の境界に 水密扉、軽油タンクエリア の浸水防護重点化範囲の境 界に浸水防止蓋を設置する とともに、原子炉建屋、制御 建屋及び軽油タンクエリア の浸水防護重点化範囲の境</p>	

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第6条 津波による損傷の防止】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	[〇〇条〇〇]：関連する資料と基本設計方針を組つけるための付番
青色：設置変更許可本文及付箋等の付箋の引用以外の記載	<開港ナシ資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への属間表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠に關する説明書 別添-1）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則方針（後）との対比
黄色：前回指針からの変更箇所	：前回指針からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ （付番及び下線））	設置許可申請書 添付書類（ （付番及び下線））	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
1.3.1 敷地への流入防止 (外郭防護 1)	1.3.1 敷地への流入防止 (外郭防護 1)	1.3.1 敷地への流入防止 (外郭防護 1)	1.3.1 敷地への流入防止 (外郭防護 1)				
1.5.1.3 敷地への浸水防止 (外郭防護 1)	1.5.1.3 敷地への浸水防止 (外郭防護 1)	1.5.1.3 敷地への浸水防止 (外郭防護 1)	1.5.1.3 敷地への浸水防止 (外郭防護 1)				

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第6条 津波による損傷の防止】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例〇】開港する資料と基本設計方針を組みけるたもの付番		
青色：設置変更許可本文及付録の付番	<開港する資料>		
茶色：設置変更許可本文及付録の付番	・様式-1への開港事（補足説明資料）		
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比		
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（前）との対比		
黄色：前回指図からの変更箇所	・技術基準規則と基本設計方針（前）との対比		

様式-7

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ハ ンガード）	設置許可申請書 添付書類（ハ ンガード）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
【6条15】	（a） 設計基準対象施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画は、基準津波による週上波が到達する可能性があるため、津波防護施設を設置し、津波の流入を防止する設計とする。 ②c	（a） 設計基準対象施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画は、基準津波による週上波が到達するため、津波の流入を防止する設計とする。	（a） 設計基準対象施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画は、基準津波による週上波が到達するため、津波の流入を防止する設計とする。	（a） 設計基準対象施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画は、基準津波による週上波が到達するため、津波の流入を防止する設計とする。	（a） 設計基準対象施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画は、基準津波による週上波が到達するため、津波の流入を防止する設計とする。	（a） 設計基準対象施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画は、基準津波による週上波が到達するため、津波の流入を防止する設計とする。	（a） 設計基準対象施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画は、基準津波による週上波が到達するため、津波の流入を防止する設計とする。
【6条16】	評価の結果、週上波が地 上部から到達し流入するた め、津波防護対象設備（非常 用取水設備を除く。）を内包 する建屋及び区画の設置さ れた敷地に、週上波の流入 を防止するための津波防護 施設として、防潮堤を設置 する設計とする。 ②c②d⑤	評価の結果、週上波が地 上部から到達し流入するた め、津波防護対象設備（非常 用取水設備を除く。）を内包 する建屋及び区画の設置さ れた敷地に、週上波の流入 を防止するための津波防護 施設として、防潮堤を設置 する設計とする。 ②c②d⑤	評価の結果、週上波が地 上部から到達し流入するた め、津波防護対象設備（非常 用取水設備を除く。）を内包 する建屋及び区画の設置さ れた敷地に、週上波の流入 を防止するための津波防護 施設として、防潮堤を設置 する設計とする。 ②c②d⑤	（b） 上記（a）の週上波につい ては、敷地及び敷地周辺の 地形及びその標高、河川等 の存在、設備等の配置状況 並びに地震による広域的なな 隆起・沈降を考慮して、週上 波の回り込みを含め敷地へ の週上の可能性を検討す る。 ④a また、地震による変 状又は繰返し襲来する津波 による洗掘・堆積により地 形又は河川流路の変化等が 考えられる場合は、敷地へ の週上経路に及ぼす影響を 検討する。 ④b	（b） 上記（a）の週上波につい ては、敷地及び敷地周辺の 地形及びその標高、河川等 の存在、設備等の配置状況 並びに地震による広域的なな 隆起・沈降を考慮して、週上 波の回り込みを含め敷地へ の週上の可能性を検討す る。 ④a また、地震による変 状又は繰返し襲来する津波 による洗掘・堆積により地 形又は河川流路の変化等が 考えられる場合は、敷地へ の週上経路に及ぼす影響を 検討する。 ④b	（b） 上記（a）の週上波につい ては、敷地及び敷地周辺の 地形及びその標高、河川等 の存在、設備等の配置状況 並びに地震による広域的なな 隆起・沈降を考慮して、週上 波の回り込みを含め敷地へ の週上の可能性を検討す る。 ④a また、地震による変 状又は繰返し襲来する津波 による洗掘・堆積により地 形又は河川流路の変化等が 考えられる場合は、敷地へ の週上経路に及ぼす影響を 検討する。 ④b	（b） 上記（a）の週上波につい ては、敷地及び敷地周辺の 地形及びその標高、河川等 の存在、設備等の配置状況 並びに地震による広域的なな 隆起・沈降を考慮して、週上 波の回り込みを含め敷地へ の週上の可能性を検討す る。 ④a また、地震による変 状又は繰返し襲来する津波 による洗掘・堆積により地 形又は河川流路の変化等が 考えられる場合は、敷地へ の週上経路に及ぼす影響を 検討する。 ④b
（2） 取水路、放水路等の経 路	（c） 取水路、放水路等の経 路	（c） 取水路、放水路等の経 路	（c） 取水路、放水路等の経 路	（c） 取水路、放水路等の経 路	（c） 取水路、放水路等の経 路	（c） 取水路、放水路等の経 路	（c） 取水路、放水路等の経 路

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7  
【第6条 津波による損傷の防止】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を組みけるための付番
青色：設置変更許可本文及以外の資料	<開港場申請料>
黒色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への届出書（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則（後）との対比
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則（前）と基本設計方針（後）との対比

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 路からの津波の流入防止）	設置許可申請書 及び基本設計方針と の対比	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	路からの津波の流入防止 津波の流入の可能性のある経路につながる循環水系、海水系及び屋外排水路の標高に基づき、許容される津波高さと経路ごとにようり、津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地への津波の流入の可能性の有無を評価する。	路から、津波が流入する可能性について検討した上で、流入の可能性のある経路（扉、開口部、貫通口等）を特定し、必要に応じ津波防護施設及び浸水対策をすることにより、津波の流入を防止する設計とする。  ②f	津波の流入の可能性のある経路につながる循環水系、海水系及び屋外排水路の標高に基づき、許容される津波高さと経路ごとにようり、津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地への津波の流入の可能性の有無を評価する。  流入の可能性に対する裕度評価において、高潮ハザードの再現期間 100 年に対する期待値と、入力津波で考慮した朔望平均満潮位及び潮位のばらつきを踏まえた水位の合計との差を参照する裕度とし、設計上の裕度の判断の際に考慮する。  ②e②f②g [6 条 17]	路から津波が流入する可能性のある経路としては、取水路、放水路、屋外排水路が挙げられる。これらの経路を第 1.5-4 表に示す。  e	特定した流入経路から、津波が流入する可能性について検討を行い、取水路、放水路等の経路から流入に伴う入力津波高さ及び高潮ハザードの再現期間 100 年に対する期待値を踏まえた潮位に対しても、十分に余裕のある設計とする。 ②g 特定した流入経路から、津波が流入することを防止するため、津波防護施設として、2 号炉海水ポンプ室スクリーンエリア、3 号炉海水ポンプ室スクリーンエリア、2 号炉放水立坑、3 号炉放水立坑及び 3 号炉海水熱交換器建屋取水立坑の開口部に防護壁を設置、1 号炉取水路及び 1 号炉放水路に取水路流路端小工を設置する。また、浸水防止設備として、2 号炉補機冷却海水系放水路の防潮壁横断部及び屋外排水路の防潮壁横断部に逆流防止設備、3 号炉海水熱交換器建屋取水立坑へのアクセス用入口に水密扉、3 号炉海水	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり 1.3.1 敷地への流入防止（外部防護 1）	浸水防護施設 （外部防護 1）

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7  
【第6条 津波による損傷の防止】

様式-7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を組みけるための付番
青色：設置変更許可本文及く基本設計方針へからの引用以外の記載	<開港場ナシ資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への扉開港場（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則方針（後）
黄色：前回指出時からの変更箇所	別添-1

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ ②h引用元：P26）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
②h⑤ 【6条 18】	防潮壁鋼製扉、水密扉及び 浸水防止蓋については、原則 閉止する運用を保安規定 に定めて管理する。また、取 放水路流路小工について は、津波防護機能及び第1号 機の取水・放水機能を維持 する運用とすることを保安 規定に定めて管理する。	貫水部止水処置を実施する 設計とする。 ②h⑥ 【6条 19】	熱交換器建屋補機ポンプエ リアの床開口部、2号炉海 水ポンプ室スクリーンエリ アから補機冷却系トレンチ へのアクセス用入口、2号 炉海水ポンプ室防潮壁及び 3号炉海水ポンプ室防潮壁 区画内の揚水井戸並びに3 号炉補機冷却海水系放水ビ ットの開口部に <u>浸水防止</u> 蓋、海水ポンプ室補機ポン プエリア及び3号炉海水熱 交換器建屋補機ポンプエリ アの床開口部に <u>逆止弁付フ アンセル</u> を設置し、2号炉 海水ポンプ室スクリーンエ リア及び放水立坑エリアの 防潮壁下部貫通部、3号炉 海水ポンプ室スクリーンエ リア及び放水立坑エリアの 防潮壁下部貫通部に <u>止水処 置</u> を実施する。 ②h	浸水防護施設 1.3.1 敷地への流入防止 (外郭防護 1)	基準要求への適合性を明確 化	同上
⑤⑦ 【6条 20】	上記(1)及び(2)において、 外郭防護として設置す る津波防護施設及び浸水防 止設備については、各地点 の入力津波に対し、設計上 の裕度を考慮する。	津波防護施設及び浸水防 止設備については、各地点 の入力津波に対し、設計上 の裕度を考慮する。	これらの浸水対策の概要 について、第1.5-4～第1.5 -21図に示す。また、浸水 対策の実施により、特定し た流入経路から津波の流 入防止が可能であることを 確認した結果を第1.5-5 表に示す。 なお、2号炉放水立坑及 び3号炉放水立坑壁面の循 環水系配管の貫通部は、コ ンクリート巻立てによる密 着構造となつていることか ら津波が流入することはな い。 ⑤	津波防護施設 1.3.1 敷地への流入防止 (外郭防護 1)	基準要求への適合性を明確 化	同上

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第6条 津波による損傷の防止】

技術基準規則・解釈		設工認申請書 基本設計方針(前)	設工認申請書 基本設計方針(後)	要求事項との対比表
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(前)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類(ハ ンガード)	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比
<p><b>1.3.2 漏水による重要な安全機能への影響防止(外郭防護2)</b></p> <p>(1) 漏水対策</p> <p>(a) 経路からの津波が流入する可能性のある取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮して、取水・放水施設、地下部等における漏水の可能性を検討した上で、漏水が継続するこ<sub>と</sub>による浸水範囲を想定(以下「浸水想定範囲」とい<sub>う</sub>。)するとともに、当該範囲の境界における<sub>浸水想定範囲外</sub>に流出する可能性のある経路及び浸水口(扉、開口部、貫通口等)を特定し、浸水防止設備を設置することにより浸水範囲を限定する設計とする。</p> <p>(b) 浸水想定範囲及びその周辺に設計基準対象施設の津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。)がある場合は、防水区画化するとともに、防水設備を設置するための設備を設置するとともに、防水区画内への浸水による重要な安全機能への影響の有無を評価する。</p> <p>②i 【6条21】 評価の結果、浸水想定範囲における長期間の冠水が想定された場合、取水・放水設備の構造上の特徴を考慮して、漏水の可能性を検討した結果において、第1.5-22 図に示す。 ◇(②i 重複)</p> <p>赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線） 青色：設置変更許可本文及付箋と審査基準書からの引用以外の記載 茶色：設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色：技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比</p> <p>※付箋ナシ資料&gt; ・様式-1への届け事務(補足説明資料) ・技術基準対象機器リスト(設定根拠) ・技術基準設計方針(後) ・技術基準設計方針(前)：前回提出時からの変更箇所</p> <p>【〇〇条例〇】関連する資料と基本設計方針を組みけるたるもの付番 &lt;開港ナシ資料&gt; ・様式-1への届け事務(補足説明資料) ・技術基準対象機器リスト(設定根拠) ・技術基準設計方針(後) ・技術基準設計方針(前)：前回提出時からの変更箇所</p>	<p>b. 取水・放水施設、地下部等において、漏水する可能性を考慮の上、漏水による重要な浸水範囲を限定して、重要な安全機能への影響を防ぐする設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。</p> <p>(1) 漏水対策</p> <p>(a) 取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮して、取水・放水施設、地下部等における漏水の可能性を検討した上で、漏水が継続するこ<sub>と</sub>による浸水範囲を想定(以下「浸水想定範囲」とい<sub>う</sub>。)するとともに、当該範囲の境界における<sub>浸水想定範囲外</sub>に流出する可能性のある経路及び浸水口(扉、開口部、貫通口等)を特定し、浸水防止設備を設置することにより浸水範囲を限定する設計とする。</p> <p>(b) 浸水想定範囲及びその周辺に設計基準対象施設の津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。)がある場合は、防水区画化するとともに、必要に応じて浸水量評価を実施し、安全機能への影響がないことを確認する。②i</p> <p>②i 【6条21】 評価の結果、浸水想定範囲における長期間の冠水が想定された場合、取水・放水設備の構造上の特徴を考慮して、漏水の可能性を検討した結果において、第1.5-22 図に示す。 ◇(②i 重複)</p> <p>赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線） 青色：設置変更許可本文及付箋と審査基準書からの引用以外の記載 茶色：設置変更許可と基本設計方針(後)との対比 緑色：技術基準規則と基本設計方針(後)との対比 紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比</p> <p>※付箋ナシ資料&gt; ・様式-1への届け事務(補足説明資料) ・技術基準対象機器リスト(設定根拠) ・技術基準設計方針(後) ・技術基準設計方針(前)：前回提出時からの変更箇所</p> <p>【〇〇条例〇】関連する資料と基本設計方針を組みけるたるもの付番 &lt;開港ナシ資料&gt; ・様式-1への届け事務(補足説明資料) ・技術基準対象機器リスト(設定根拠) ・技術基準設計方針(後) ・技術基準設計方針(前)：前回提出時からの変更箇所</p>	<p>1.3.2 漏水による重要な安全機能への影響防止(外郭防護2)</p> <p>1.5.1.4 漏水による重要な安全機能への影響防止(外郭防護2)</p>	<p>1.5.1.4 漏水による重要な安全機能への影響防止(外郭防護2)</p>	<p>浸水防護施設 1.3.2 漏水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止(外郭防護2)</p>

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第6条 津波による損傷の防止】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例〇】：関連する資料と基本設計方針を組み切ったもの付番
青色：設置変更許可本文及く改修申請書へからの引用以外の記載	<開港オーナー資料>
茶色：設置許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への属間表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準要求機器リスト（設定根拠）に関する説明書 別添-1
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針との対比
黄色：前回指出時からの変更箇所	：前回指出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ ⑤a ②⑤a [6条22]）	設置許可申請書 添付書類（ ④(2)i 重複）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	想定される場合は、重要な安全機能への影響がないよう、排水設備を設置する設計とする。	場合は、必要に応じ排水設備を設置する。		果、床面等における隙間部として挙げられる循環水ポンプ及び補機冷却海水ポンプのグランド部並びに据付部については、グランドバッキンによる締付けやフランジ取り合い部を取り付ボルトで密着する構造としていること、取水ピット水位計の据付部は、フランジ取り合い部を取り付ボルトで密着する構造としていることから漏水による浸水経路とはならない。また、補機冷却海水ポンプのグランドドレンの排水には逆止弁付ファンネルを経由した排水とすることから、漏水による浸水経路とはならない。	④(2)i 重複）	全機能及び重大事故等に対するために必要な機能への影響防止（外郭防護2）	

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第6条 津波による損傷の防止】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線） 背色：設置変更許可本文及く基本設計方針からの引用以外の記載 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 黄色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 青色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 黒字：既存機器リスト（既定根拠） ブラック枠：前回指出時からの変更箇所	<開港ナウ資料> <開港ナウ資料> ・様式-1への展開表（補足説明資料） ・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 別添-1)
--	--

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 添付書類（ （3）排水設備設置の検討 上記(2)において浸水想 定範囲のうち重要な安全機 能を有する非常用海水ポン プが設置されている原子炉 補機冷却海水ポンプ（A） (C)室、原子炉補機冷却海 水ポンプ（B）(D)室及び 高压廻心スプレイ補機冷却 海水ポンプ室で長期間冠水 することが想定される場合 は、排水設備を設置する。 ④(5)a重複)	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
1.3.3 津波の流入等による重要な安全機能への影響 防止（内郭防護） (1) 浸水防護重点化範囲 の設定	津波防護対象設備（非常 用取水設備を除く。）を内包 する建屋及び区画を浸水防 護重点化範囲として設定す る。 ②j 【6条23】	c. 上記a. 及びb.に規定 するものほか、設計基準 の境界における浸水対策	1.5.1.5 設計基準対象施設 の津波防護対象設備を内包 する建屋及び区画の隔離 (内郭防護) (1) 浸水防護重点化範囲の 設定	津波防護重点化範囲とし て、原子炉建屋、制御建屋、 海水ポンプ室補機ポンプエ リア、堅油タンク、トレンチ、排 気筒及び排気管連絡ダクト を設定する。②j	1.3.3 津波の流入等による 重要な安全機能への影響 防止（内郭防護） (1) 浸水防護重点化範囲 の設定	同趣旨の記載であるが、表 現の違いによる差異あり	1.3.3 津波の流入等による 重要な安全機能及び重大事 故等に対処するため必要 な機能への影響防止（内郭 防護）
1.3.3 津波の流入等による重要 な安全機能への影響 防止（内郭防護） (2) 浸水防護重点化範囲 の境界における浸水対策	c. 上記a. 及びb.に規定 するものほか、設計基準 の境界における浸水対策	c. 上記a. 及びb.に規定 するものほか、設計基準 の境界における浸水対策	1.3.3 津波の流入等による 重要な安全機能及び重大事 故等に対処するため必要 な機能への影響防止（内郭 防護）	1.3.3 津波の流入等による 重要な安全機能及び重大事 故等に対処するため必要 な機能への影響防止（内郭 防護）	同趣旨の記載であるが、表 現の違いによる差異あり	同趣旨の記載であるが、表 現の違いによる差異あり	同上

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7  
【第6条 津波による損傷の防止】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	[〇〇条〇〇]：関連する資料と基本設計方針を組みけるための付番 <関連する資料>
青色：設置変更許可本文及し改修申請書へからの引用以外の記載	・様式-1への届出手（補足説明資料）
茶色：設置変更許可本文及し改修申請書（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
緑色：技術基準規則と基本設計方針（前）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
■黄色：前回指出時からの変更箇所	■黄色：前回指出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ ②k）	設置許可申請書 添付書類（ ②k）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
経路からの津波の流入を考慮した浸水範囲及び浸水量を基に、浸水防護重点化範囲に流入する可能性の有無を評価する。浸水範囲及び浸水量については、地震による溢水の影響も含めて確認する。地震による溢水に対する津波による「2. 発電用原子炉施設における溢水等による損傷の防止」に示す内部溢水にて評価している溢水事象を考慮する。  ②k 【6条24】	対象施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画について、浸水防護をすることにより津波による影響等から隔離する。そのため、浸水防護重点化範囲を明確化するとともに、津波による溢水を考慮した浸水範囲及び浸水量を保守的に想定した上で、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路及び浸水口（扉、開口部、貫通口等）を特定し、それらに対しても必要な応じ浸水対策を施す設計とする。  ②(②k⑤b⑤c⑤d重複)	対象施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画について、津波による溢水を考慮した浸水範囲、浸水量にによる溢水の影響も含めて確認を行い、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路及び浸水口を特定し、浸水対策を実施する。  ②k 【6条24】	具体的には、タービン建屋において発生する地震に伴う循環水系配管等の損傷箇所からの津波の流入等が、隣接する浸水防護重点化範囲へ影響することを防止するため、その境界に配管等の貫通部への止水処置等を実施する。  ②o 同様にタービン補機冷却海水系配管を敷設する補機冷却系トレンチ及びタービン補機冷却海水系熱交換器・ポンプ室において発生する地震に伴うタービン補機冷却海水系配管の損傷箇所からの津波の流入等が、隣接する浸水防護重点化範囲へ影響することを防止するため、その境界に水密扉の設置及び貫通部への止水処置等を実施する。	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	津波の流入等による 重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な影響防止（内郭防護）	津波の流入等による 重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な影響防止（内郭防護）	津波の流入等による 重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な影響防止（内郭防護）
また、浸水防護設備として設置する水密扉及び浸水防止蓋について、津波の流入を防止するため、扉及び蓋の閉止運用を保安規定に定めて管理する。  ⑦ 【6条26】	■	■	■	■	■	■	■
内郭防護として設置及び							基準要求への適合性を明確化

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第6条 津波による損傷の防止】

<p>赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）</p> <p>青色：設置変更許可本文及付属資料と審査申請書（後）との対比</p> <p>茶色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比</p> <p>緑色：技術基準規則と基本設計方針（前）との対比</p> <p>紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比</p>	<p>【〇〇条例】開港する資料と基本設計方針を組みけるたもの付番 &lt;開港する資料&gt;</p> <p>・様式-1への展開表（補足説明資料）</p> <p>・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比</p> <p>・技術基準規則と基本設計方針（前）との対比</p> <p>・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比</p> <p>・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比</p>
<p>・技術基準規則と基本設計方針（前）との対比</p>	<p>・前回指出時からの変更箇所</p>

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（化 化）	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
実施する浸水防止設備については、 <b>貫通口</b> 、開口部等の一部分のみが浸水範囲となる場合においても <b>貫通口</b> 、開口部等の全体を浸水防護することにより、浸水評価に対する裕度を確保する設計とする。 <b>⑤【6条27】</b>	実施する浸水防止設備については、 <b>貫通口</b> 、開口部等の一部分のみが浸水範囲となる場合においても <b>貫通口</b> 、開口部等の全体を浸水防護することにより、浸水評価に対する裕度を確保する設計とする。 <b>⑤d</b>	実施する浸水防止設備については、 <b>貫通口</b> 、開口部等の一部分のみが浸水範囲となる場合においても <b>貫通口</b> 、開口部等の全体を浸水防護することにより、浸水評価に対する裕度を確保する設計とする。 <b>⑤d</b>	実施する浸水防止設備については、 <b>貫通口</b> 、開口部等の一部分のみが浸水範囲となる場合においても <b>貫通口</b> 、開口部等の全体を浸水防護することにより、浸水評価に対する裕度を確保する設計とする。 <b>⑤d</b>	地震に伴う屋外タンクの破損により生じる溢水が浸水防護重点化範囲へ影響することを防止するため、海水ポンプ室補機ポンプエリア周りに浸水防止壁、軽油タンクエリアに貫通部止水処置及び浸水防止蓋を設置する。 <b>⑤d</b>	また、溢水の拡大防止対策として追加設置するインターロック（復水器水室出入口弁の全閉、循環水泵ポンプの停止、タービン補機冷却海水ポンプの停止及びタービン補機冷却海水ポンプ吐出弁の全閉）についても、影響評価において考慮する。	実施に当たっては、以下a. ~ f. の影響を考慮する。 <b>⑥</b>	a. 地震に起因するタービン建屋内の主復水器を設置するエリアに敷設する循環水系配管伸縮継手の破損により、津波が循環水系配管に流れ込み、循環水系配管の損傷箇所を介してタービン建屋内に流入することが考えられる。このため、タービン建屋に流入した津波により、タービン建屋内に隣接する浸水防護重点化範囲（原子炉建屋、制御建屋）への影響を評価する。 <b>⑥</b>

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第6条 津波による損傷の防止】

赤色：様式-6に関する記載（付番及付下線）  
青色：設置変更許可本文及付下線と付番付下線（後）との引用以外の記載  
茶色：設置変更許可と基本設計方針（前）との対比  
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比  
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比

様式-7

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 付番及付下線）	設置許可申請書 添付書類（ 付番及付下線）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
b. 地震に起因するタービン建屋タービン補機冷却水系熱交換器・ポンプ室及びタービン補機冷却海水系配管を敷設する補機冷却系トレンチ内のタービン補機冷却海水系配管の破損により、津波がタービン補機冷却海水系配管の損傷箇所を介してタービン建屋及びタービン補機冷却海水系配管を敷設する補機冷却系トレンチ内に流入することが考えられる。このため、タービン補機冷却海水系配管を敷設する補機冷却系トレンチ及びタービン建屋内に流入した津波により、タービン建屋に隣接する浸水防護重点化範囲（原子炉建屋、制御建屋及び海水ポンプ室補機ポンプエリア）への影響を評価する。 <span style="color: red;">⑥</span>	b. 地震に起因するタービン建屋タービン補機冷却水系熱交換器・ポンプ室及びタービン補機冷却海水系配管を敷設する補機冷却系トレンチ内のタービン補機冷却海水系配管の破損により、津波がタービン補機冷却海水系配管の損傷箇所を介してタービン建屋及びタービン補機冷却海水系配管を敷設する補機冷却系トレンチ内に流入することが考えられる。このため、タービン補機冷却海水系配管を敷設する補機冷却系トレンチ及びタービン建屋内に流入した津波により、タービン建屋に隣接する浸水防護重点化範囲（原子炉建屋、制御建屋及び海水ポンプ室補機ポンプエリア）への影響を評価する。						
c. 地震に起因する海水ポンプ室循環水ポンプエリアの循環水系配管伸縮継手の破損により、津波が循環水系配管に流れ込み、循環水系配管伸縮継手の損傷箇所を介して、海水ポンプ室循環水がポンプエリア内に流入することが考えられる。このため、隣接する浸水防護重点化範囲（海水ポンプ室補機ポンプエリア）への影響を評価する。							

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第6条 津波による損傷の防止】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例】開港する資料と基本設計方針を組みけるたもの付番
青色：設置変更許可本文及付箋の付箋（後）の引用以外の記載	<開港する資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への届出事（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠に開港する説明書 別添-1）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
黄色：前回指針時からの変更箇所	前回指針時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ハ ンガード）	設置許可申請書 添付書類（ハ ンガード）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				d. 地震に起因する海水ポンプ室補機ポンプエリアに設置するタービン補機冷却海水系の低耐震クラス機器及び配管の破損により、津波が海水ポンプ室補機ポンプエリアのタービン補機冷却海水ポンプ室に入流する。これが考えられる。このため、隣接する浸水防護重点化範囲（海水ポンプ室補機ポンプエリアの原子炉補機冷却海水ポンプ室及び高压炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ室）への影響を評価する。 <span style="color: red;">⑥</span>	e. 地下水については、地震時の地下水の流入が浸水防護重点化範囲へ与える影響について評価する。 <span style="color: red;">⑥</span>	f. 地震に起因する屋外タンク等の損傷による溢水が、浸水防護重点化範囲へ与える影響について評価する。	(3) 上記(2) a. ~ f. の浸水範囲及び浸水量については、以下のとおり安全側の想定を実施する。 <span style="color: red;">⑥</span> a. 主復水器を設置するエリアにおける機器・配管の損傷による津波、溢水等の事象想定 <span style="color: red;">⑥</span>

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第6条 津波による損傷の防止】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例】開港する資料と基本設計方針を組みけるたもの付番
青色：設置変更許可本文及付箋の付箋（後）の引用以外の記載	<開港する資料>
茶色：設置変更許可本文及付箋（後）との対比	・様式-1への属間事（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則（後）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・前回指出時からの変更箇所

様式-7

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 付箋）	設置許可申請書 添付書類（ 付箋）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
タービン建屋内の主復水器を設置するエリアにおける浸水は、循環水系配管伸縮継手の全円周状破損を想定する。このため、インター ロック（原子炉スクラム及びタービン建屋復水器室の漏えい信号で作動）により、循環水ポンプが停止するまでの間に生じる溢水量、ポンプ停止から復水器水室出入口弁が閉止するまでの間に生じる循環水系配管の損傷箇所からの流入量及び低耐震クラス機器の損傷による保有水の溢水量を合算した水量が、同エリアに滞留するものとして浸水水位を算出する。							

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第6条 津波による損傷の防止】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】開港する資料と基本設計方針を組み切ったもの付番
青色：設置変更許可本文及付録の付録ハから引用以外の記載	<開港する資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への属間表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠）に関する説明書 別添-1
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則方針（後）との対比
黄色：前回指図時からの変更箇所	

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 付録）	設置許可申請書 及び基本設計方針（ 付録）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
						<p>想定する。このため、インターロック（原子炉スクラム及びタービン補機冷却海水系配管を敷設する補機冷却海水系トレーンチの漏えい信号又は原子炉スクラム及びタービン建屋タービン補機冷却水系熱交換器・ポンプ室の漏えい信号で作動）により、タービン補機冷却海水ポンプが停止するまでの間に生じる溢水量、ポンプ停止からタービン補機冷却海水ポンプ吐出弁が閉止するまでの間に生じるタービン補機冷却海水系配管の損傷箇所からの流入量及び低耐震グラス機器の損傷による保有水の溢水量を合算した水量が、同エリアに滞留するものとして浸水水位を算出する。</p> <p>なお、インターロックによって、津波の襲来前にタービン補機冷却海水ポンプ吐出弁を閉止することにより、津波の流入を防止できるため、津波の流入は考慮しない。</p> <p>c. 海水ポンプ室循環水ポンプエリアにおける機器・配管の損傷による津波、溢水等の事象想定⑥ 海水ポンプ室循環水ポンプエリアの低耐震グラスである循環水系配管伸縮継手</p>	

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第6条 津波による損傷の防止】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例】開港する資料と基本設計方針を組みけるたもの付番
青色：設置変更許可本文及付録の付録ハから引用以外の記載	<開港する資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への届出事（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則方針（後）との対比
黄色：前回提出時からの変更箇所	

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ a. 設置許可申請書 b. 基本設計方針（後） c. 基本設計方針（前） d. 海水ポンプ室補機ポンプ e. 機器・配管の損傷による 津波流入量の考慮 f. 上記a.における循環水 ポンプの損傷については、 津波が襲来する前に循環水 ポンプを停止し、復水器水 室出入口弁を開止するイン ターロックを設け、津波を 流入させない設計とするこ と）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	<p>d. 海水ポンプ室補機ポンプエリア内に流入することを防止するため、基準地震動 S<sub>s</sub>による地震力に対して機器及び配管の耐震性評価を実施し、バウンダリ機能を維持することから津波の流入は考慮しない。</p> <p>e. 機器・配管の損傷による津波流入量の考慮</p> <p>上記 a. における循環水ポンプの損傷については、津波が襲来する前に循環水ポンプを停止し、復水器水室出入口弁を開止するインターロックを設け、津波を流入させない設計とすること。</p>	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第6条 津波による損傷の防止】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例】開港する資料と基本設計方針を組みけるたもの付番 <開港する資料>
青色：設置変更許可本文及付箋の付箋ハから引用以外の記載	・様式-1への届出事（補足説明資料）
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
緑色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ a. 設置許可申請書 b. 基本設計方針（後） c. 設計方針（前） d. 設計方針（後） e. 設計方針（前） f. 設計方針（後） g. 地下水の流入量の考慮 ⑥） h. 建屋周囲の水位が地表面	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				<p>上記 c., d. における屋外の循環水系及びタービン補機冷却海水系機器、配管について、基準地震動 S<sub>s</sub>による地震力に対する耐震性評価を実施し、パワーダリ機能を維持し、津波を流入させない設計とするところから、津波の浸水量は考慮しない。</p> <p>上記 b. におけるタービン補機冷却海水系配管の損傷については、津波が襲来する前にタービン補機冷却海水ポンプ吐出弁を閉止するインシターロックを設け、津波を流入させない設計とするところから、津波の浸水量は考慮しない。</p> <p>f. 機器・配管等の損傷による内部溢水の考慮</p> <p>上記 a. 及び b. における機器・配管等の損傷による浸水範囲、浸水量についても、内部溢水等の事象想定も考慮して算定する。</p> <p>g. 地下水の流入量の考慮</p> <p>⑥</p> <p>地下水の流入について は、揚水ポンプの停止により建屋周囲の水位が地表面</p>		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第6条 津波による損傷の防止】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例】開港する資料と基本設計方針を組みけるたもの付番
青色：設置変更許可本文及付箋等の付箋ハから引用以外の記載	<開港する資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への届出手（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（認定根拠）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
■黄色：前回指図時からの変更箇所	■黄色：前回指図時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ h）	設置許可申請書 添付書類（ h）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
						<p>まで上昇することを想定し、建屋外周部における貫通部止水処置等を実施して建屋内への流入を防止する設計としている。このため、地下水による浸水防護重点化範囲への有意な影響はない。</p> <p>なお、地下水位低下設備については、基準地震動 Ss による地震力に対して耐震性を確保する設計とする。</p> <p>地震による建屋の地下階外壁の貫通部等からの流入については、浸水防護重点化範囲の評価に当たって、地下水の影響を安全側に考慮する。</p> <p>h. 屋外タンク等の損傷による溢水等の事象想定⑥ 屋外タンクの損傷による溢水については、地震時の屋外タンクの溢水により建屋周囲が浸水することを想定し、海水ポンプ室補機ポンプエリア周りに浸水防止壁、軽油タンクエリアに貫通部止水処置及び浸水防止蓋を設置するため、浸水防護重点化範囲への影響はない。</p> <p>i. 施設・設備施工上生じうる隙間部等についての考慮⑥</p>	

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7  
【第6条 津波による損傷の防止】

様式-7

<p>赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）</p> <p>青色：設置変更許可本文及付表と基本設計方針（後）との対比</p> <p>茶色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比</p> <p>緑色：技術基準規則と基本設計方針（前）との対比</p> <p>紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比</p>	<p>【〇〇条例〇】開港する資料と基本設計方針を組みけるたるもの付番 &lt;開港ナシ資料&gt;</p> <p>・様式-1への展開表（補足説明資料）</p> <p>・技術基準規則リスト（設定根拠）</p> <p>・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比</p> <p>・前回提出時からの変更箇所</p>
--	---

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 添付書類（ ）、	設置許可申請書 及び基本設計方針と の対比	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
<p>1.3.4 水位変動に伴う取水性低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能への影響防止</p> <p>(1) 非常用海水ポンプの取水性</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレイポンプ（以下「非常用海水ポンプ」という。）については、②1 基準津波による水位の低下に対して、非常用海水ポンプの取水可能水位を下回る可能性があるため、津波防護施設（貯留堰）を設置することにより、非常用海水ポンプが機能保持でき、かつ、冷却に必要な海水が確保できる設計とする。</p> <p>⑤e また、基準津波による水位変動に伴う砂の移動・堆積及び漂流物に対して取水口、取水路及び海水ポンプ室の下降側の評価水位が非常用海水ポンプの取水可能水位を比較し、評価水位が非常用海水ポンプ取水可能水位を下回る可能性の有無を評価する。</p> <p>②1 【6 条28】</p> <p>評価の結果、海水ポンプ室の下降側の評価水位が非</p>	<p>d. 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響を防止するため、原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレイポンプ（以下(2)において「非常用海水ポンプ」という。）については、②1 基準津波による水位の低下に対して、非常用海水ポンプが機能保持でき、かつ、冷却に必要な海水が確保できる設計とする。</p> <p>具体的には、引き波による水位低下時に限り、非常用海水ポンプの縦横運動が十分可能ならず、取水口底盤に海水を貯水する貯留堰（天端高さ 0.P. - 6.3m）を設置し、この場合における基準津波による水位の低下に伴う取水路の特性を考慮した非常用海水ポンプ位置の評価水位を適切に算出するため、開水路及び管路</p>	<p>1.5.1.6 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止</p> <p>(1) 非常用海水冷却系の取水性</p> <p>基準津波による水位の低下に対して、非常用海水ポンプが機能保持でき、かつ、冷却に必要な海水が確保できる設計とする。</p> <p>具体的には、引き波による水位低下時に限り、非常用海水ポンプの縦横運動が十分可能ならず、取水口底盤に海水を貯水する貯留堰（天端高さ 0.P. - 6.3m）を設置し、この場合における基準津波による水位の低下に伴う取水路の特性を考慮した非常用海水ポンプ位置の評価水位を適切に算出するため、開水路及び管路</p>	<p>1.3.4 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止</p> <p>表現の違いによる差異あり</p> <p>1.3.4 水位変動に伴う取水性低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能への影響防止</p> <p>表現の違いによる差異あり</p> <p>1.3.4 水位変動に伴う取水性低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能への影響防止</p> <p>表現の違いによる差異あり</p>				

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7  
【第6条 津波による損傷の防止】

様式-7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を組み切ったもの付番
青色：設置変更許可本文及し改修箇點ハから引用以外の記載	<関連する資料>
茶色：設置変更許可本文及し改修箇點ハから引用以外の記載	・様式-1への属間表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則方針（後）
黄色：前回指針からの変更箇所	：前回指針からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ ⑤e）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
常用海水ポンプの取水可能水位を下回ることから、津波防護施設として、海水を貯留するための貯留槽を設置することで、取水性を確保する設計とする。 ⑤e 【6条29】	常用海水ポンプの取水可能水位を下回ることから、津波防護施設として、海水を貯留するための貯留槽を設置することで、取水性を確保する設計とする。	室の通水性が確保でき、かつ、取水口からの砂の混入に対する非常用海水ポンプが機能保持できる設計とする。 ② (②m②o 重複)	について一次元非定常流の連続式及び運動方程式を用いて数値シミュレーションを実施する。その際、取水口から海水ポンプ室内に至る経路をモデル化し、管路の形状、材質及び表面の状況に応じた摩擦係数、見付着、スクリーン損失及び防波堤の有無を考慮するとともに、潮位のばらつきを考慮する。	基準要求への適合性を明確化	浸水防護施設 1. 3. 4. 水位変動に伴う取水性低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止	⑤e 引用元：P39
なお、大津波警報が発表された場合又は引き波による水位低下が確認された場合に、非常用海水ポンプの取水性を確保するため、循環ポンプを停止する運用を保安規定に定めて管理する。 ⑦a 【6条48】	なお、大津波警報が発表された場合又は引き波による水位低下が確認された場合に、非常用海水ポンプの取水性を確保するため、循環ポンプを停止する運用を保安規定に定めて管理する。	非常用海水ポンプについては、津波による上昇側の水位変動に対しても、取水機能が保持できる設計とする。 ② 【6条30】	以上の中解分析から、基準津波による下降側水位を O.P. -6.4m と評価した。この評価水位に対して非常用海水ポンプの取水可能水位は O.P. -8.96m であるため、取水機能を維持できる。 また、貯留堰の天端高さ O.P. -6.3m を下回る時間は、約4分間であり、原子炉補機冷却海水ポンプ4台及び高压炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ1台が運転を継続した場合においても、約26分間の運転継続が可能な水量である 3,438m <sup>3</sup> が確保可能な設計であるため、十分な容量を有している。 なお、取水路及び海水ポンプ室が循環水系と非常用海水冷却系で併用されるため、発電所を含む地域に大津波警報が発令された際には、海水ポンプ室位	基準要求への適合性を明確化 同上	⑦a 引用元：P41	

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7  
【第6条 津波による損傷の防止】

様式-7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	[〇〇条〇〇]：関連する資料と基本設計方針を組み切ったものの付番
青色：設置変更許可本文及く基本設計方針ハから引用以外の記載	<開港場ナシ資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への届出書（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則（後）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則（前）
黄色：技術基準規則（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則（後）
■：前回指針時からの変更箇所	■：前回指針時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 添付書類（ 本文）	設置許可申請書 添付書類（ 本文）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
(2) 津波の二次的な影響による非常用海水ポンプの機能保持確認	基準津波による水位変動に伴う海底の砂移動・堆積に対して、取水口、取水路及び海水ポンプ室が閉塞することなく取水口、取水路及び海水ポンプ室の通水性が確保できる設計とする。  ②m 【6条31】	基準津波による水位変動に伴う水位低下を確認した場合、非常用海水冷却系の取水量を確保するため、常用系海水ポンプ（循環海水ポンプ）を停止する運用を整備する。  ⑦a	(2) 津波の二次的な影響による非常用海水冷却系の機能保持確認	基準津波による水位変動・堆積に伴う海底の砂移動・堆積及び漂流物に対して、取水口、取水路及び海水ポンプ室の通水性が確保できる設計とする。②m また、基準津波による水位変動に伴う浮遊砂等の混入に対して非常用海水ポンプは機能保持できる設計とする。②o	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり a. 砂移動・堆積の影響 2号炉の取水口は、貯留堰高さを0.P.-7.1m(0.P.-6.3m)に基準津波による地盤以下量0.72mを考慮)とし、平均潮位(0.P.+0.77m)において取水可能部は7mを超える高さを有する設計とする。また、海水ポンプ室の底面の高さは0.P.-12.4mであり、原子炉補機冷却海水ポンプの下端は0.P.-11.25m、高压炉心スプレイ補機冷却海水ポンプの下端は0.P.-9.95mであることから、海水ポンプ室	同上 ②n 引用元：P42

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7  
【第6条 津波による損傷の防止】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】開港する資料と基本設計方針を組みけるたるもの付番 <開港する資料>
青色：設置変更許可本文及付箋の付箋ハから引用以外の記載	・様式-1への属関事（補足説明資料）
茶色：設置変更許可本文及付箋（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠）に関する説明書 別添-1
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（前）との対比
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
黄色：技術基準規則と基本設計方針（前）との対比	・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
■	前回指出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ a b c d e f g h i j k l m n o p q r s t u v w x y z ）	設置許可申請書 添付書類（ a b c d e f g h i j k l m n o p q r s t u v w x y z ）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ a b c d e f g h i j k l m n o p q r s t u v w x y z ）	設置許可申請書 添付書類（ a b c d e f g h i j k l m n o p q r s t u v w x y z ）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第6条 津波による損傷の防止】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	[〇〇条〇〇]：関連する資料と基本設計方針を組みけるための付番
青色：設置変更許可本文及し該変更許可からの引用以外の記載	<関連する資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への届出手帳（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則（後）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則（前）
■：前回指出時からの変更箇所	

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ c. 漂流物の取水性への影響 (a) 漂流物の抽出方法	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針（ c. 漂流物の取水性への影響 (a) 漂流物の抽出方法	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				<p>漂流物に対するは、発電所敷地内及び敷地外で漂流物となる可能性のある施設・設備を抽出されれた漂流物となる可能性のある施設・設備が漂流した場合に、非常用海水ポンプへの衝突並びに取水口、取水路及び海水ポンプ室の閉塞が生じることがなく、非常用海水ポンプの取水性確保並びに取水口、取水路及び海水ポンプ室の通水性が確保できる設計とする。</p> <p>②p②q [6条33]</p>	<p>漂流物に対するは、発電所敷地内及び敷地外で漂流物となる可能性のある施設・設備を抽出するたため、<u>送電所敷地外</u>においては、基準津波の数値シミュレーション結果を踏まえ発電所西側の女川港を含む範囲（陸域については、週上域を包絡する箇所）を、敷地内については、週上域となる防潮堤の外側を繩羅的に調査する。調査に当たっては、抽出範囲における東北地方太平洋沖地盤に伴う津波の漂流物の特徴及び実績を反映し、抽出を行う。また、発電所周辺と類似した地形での漂流物の特徴も把握し、適切に反映する。設置物について、地震で倒壊する可能性のあるものは倒壊させた上で、浮力計算により漂流するか否かの検討を行う（第1.5-23 図）。②p</p> <p>②q引用元：P44</p>	<p>漂流物に対するは、発電所敷地内及び敷地外で漂流物となる可能性のある施設・設備を抽出するたため、<u>送電所敷地外</u>においては、基準津波の数値シミュレーション結果を踏まえ発電所西側の女川港を含む範囲（陸域については、週上域を包絡する箇所）を、敷地内については、週上域となる防潮堤の外側を繩羅的に調査する。調査に当たっては、抽出範囲における東北地方太平洋沖地盤に伴う津波の漂流物の特徴及び実績を反映し、抽出を行う。また、発電所周辺と類似した地形での漂流物の特徴も把握し、適切に反映する。設置物について、地震で倒壊する可能性のあるものは倒壊させた上で、浮力計算により漂流するか否かの検討を行う（第1.5-23 図）。②p</p> <p>②q引用元：P44</p>	

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7  
【第6条 津波による損傷の防止】

様式-7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	[〇〇条〇〇]：関連する資料と基本設計方針を組みけるための付番
青色：設置変更許可本文及く基本設計方針ハから引用以外の記載	<開港場ナシ資料>
茶色：設置変更許可本文及く基本設計方針（後）との対比	・様式-1への属間表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則方針（後）との対比
黄色：前回指出時からの変更箇所	：前回指出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ハ テ）	設置許可申請書 及び基本設計方針と の対比	参考
⑦ 【6条34】	に確認し評価する運用を保 安規定に定めて管理する。 さらに、従前の評価結果に 包絡されない場合は、漂流 物となる可能性、非常用海 水ポンプ等の取水性及び浸 水防護施設の健全性への影 響評価を行い、影響がある 場合は漂流物対策を実施す る。	(b) 抽出された漂流物とな る可能性のある施設・設備 の影響  基準津波の数値シミュレ ーションの結果によると、 防潮堤の外側は海上域とな る。このため、基準地震動S sによる液状化等に伴う敷 地の変状、潮流のばらつき (0.16m) も考慮し、基準津 波により漂流物となる可能 性のある施設・設備が、非常 用海水ポンプの取水性に影 響を及ぼさないことを確認 する。 ②q	この結果、発電所敷地内 で漂流し、取水口に到達す る可能性があるものとし て、鉄骨建物の壁材、屋外 中継盤等の内部構成部材、 車両等が挙げられるが、取 水口は十分な通水面積を有 していることから、取水性 への影響はない。	発電所の物揚岸壁又は港 湾内に停泊する燃料等輸送 船があり、この他に作業船、 貨物船等の船舶がある。こ れらの発電所の物揚岸壁又 は港湾内に停泊する船舶に おいては、津波警報等発令 時には、緊急退避するため、 漂流することではなく、取水 性への影響はない。  発電所敷地外で漂流し、 取水口に到達する可能性が		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7  
【第6条 津波による損傷の防止】

様式-7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例】開港する資料と基本設計方針を組みけるたもの付番 <開港する資料>
青色：設置変更許可本文及付属資料と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への届出書（補足説明資料）
緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（認定根拠）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則と基本設計方針の変更箇所 前回指出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 付番及び下線）	設置許可申請書 添付書類（ 付番及び下線）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
技術基準規則・解釈							

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7  
【第6条 津波による損傷の防止】

様式-7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例〇】開港する資料と基本設計方針を組みけるたもの付番
青色：設置変更許可本文及し所要申請料ハから引用以外の記載	<開港する資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への届け事（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則方針（後）との対比
■：前回指図時からの変更箇所	

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ （a） （b） ）	設置許可申請書 及び基本設計方針（ （a） （b） ）の対比	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ （a） （b） ）	設置許可申請書 及び基本設計方針（ （a） （b） ）の対比	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
要求事項との対比表							

- 1.3.5 津波監視  
津波監視設備として、敷地への津波の繰返しの影響を察知し、その影響を俯瞰的に把握するとともに、津波防護施設及び浸水防止設備の機能を確実に確保するため、津波監視設備の中央制御室機能と兼用
- 1.5.1.7 津波監視  
敷地への津波の繰返しの影響を察知し、その影響を俯瞰的に把握するとともに、津波防護施設及び浸水防止設備の機能を確実に確保するために、津波監視設備を設置する。<sup>②</sup>

浸水防護施設  
1.3.5 津波監視

同趣旨の記載であるが、表  
現の違いによる差異あり

1.3.5 津波監視  
津波監視設備として、敷地への津波の繰返しの影響を察知し、その影響を俯瞰的に把握するとともに、津波防護施設及び浸水防止設備の機能を確実に確保するため、津波監視設備を設置する。

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第6条 津波による損傷の防止】

<p>赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）</p> <p>青色：設置変更許可本文及以外の付箋</p> <p>茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比</p> <p>緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比</p> <p>紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比</p>	<p>【〇〇条〇〇】開港する資料と基本設計方針を組みけるたもの付番 &lt;開港する資料&gt;</p> <p>・様式-1への届出書（補足説明等付）</p> <p>・技術基準規則リスト（設定根拠）</p> <p>・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比</p> <p>・技術基準規則と基本設計方針（前）との対比</p> <p>・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比</p>
<p>■：前回指針からの変更箇所</p>	<p>■：前回指針からの変更箇所</p>

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 基本設計方針（後）  （以下同じ。）及び取水ビ ット水位計を設置する。 ②r②s 【6条35】	設置許可申請書 添付書類（ 津波監視設備として、津 波監視カメラ及び取水ビッ ト水位計を設置する。②s ②q引用元：P46	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
1.4 津波防護対策に必要な浸水防護施設の設計	1.4.1 設計方針	f . 津波防護施設、浸水防 止設備及び津波監視設備の設 計に当たっては、地震によ る敷地の隆起・沈降、地震 (本震及び余震)による影 響、津波の繰返しの襲来に よる影響、津波による二 次的な影響(洗掘、砂移動、漂 流物等) 及びその他自然現 象(風、積雪等)を考慮する。 ⑥a	同趣旨の記載であるが、表 現の違いによる差異あり	1.4.1 設計方針	浸水防護施設	同上
津波防護施設、浸水防 止設備及び津波監視設備につ いては、「1.2 入力津波の 設定」で設定している繰返 しの來襲を想定した入力津 波に対して、津波防護対象 設備の要求される機能を損 なうおそれがないよう以下 の機能を満足する設計とす る。	1.4.2 設計方針	g . 津波防護施設、浸水防 止設備及び津波監視設備の設 計並びに非常用海水ポンプ の取水性の評価に当たって	津波防護施設は、津波の 流入による浸水及び漏水を 防止する設計とする。 津波防護施設のうち防潮	津波の 流入による浸水及び漏水を 防止する設計とする。 津波防護施設のうち防潮	津波の 流入による浸水及び漏水を 防止する設計とする。 津波防護施設のうち防潮	津波の 流入による浸水及び漏水を 防止する設計とする。 津波防護施設のうち防潮

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第6条 津波による損傷の防止】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇〇〇〇】：関連する資料と基本設計方針を組みけるための付番
青色：設置変更許可本文及付属資料	<開港ナシ資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への開港事（補足説明資料）
緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠）

紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ ）、 添付書類（ ）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
堤及び防潮壁について、入力津波高さを上回る高さで設置し、止水性を保持する。⑥	堤及び防潮壁については、入力津波高さを上回る高さで設置し、止水性を保持する。⑥	は、入力津波による水位変動に対して朔望平均潮位を考慮して安全側の評価を実施する。なお、その他の要因による潮位変動についても適切に評価し考慮する。 <b>②(4d 重複)</b>	また、地震により陸域の隆起又は沈降が想定される場合、想定される地震の震源モデルから算定される敷地の地盤変動量を考慮して安全側の評価を実施する。 <b>②(4e 重複)</b>			
津波防護施設のうち取放水路流路端小工については、第1号機の取水路及び放水路から津波の流入を抑制し、入力津波に対して浸水を防止する設計とする。また、第1号機の廃止措置期間中に性能を維持すべき施設（以下「性能維持施設」という）に影響を与えない設計とする。	津波防護施設のうち貯留堰については、津波による水位低下に対して、非常用海水ポンプの取水可能水位を保持し、かつ、冷却に必要な海水を確保する設計とする。 <b>⑥ [6条37]</b>	主要な構造体の境界部には、想定される荷重の作用及び相対変位を考慮し、試験等にて止水性を確認した止水ジョイント等を設置し、止水位置を講じる設計とする。 <b>⑥ [6条38]</b>	主要な構造体の境界部には、想定される荷重の作用及び相対変位を考慮し、試験等にて止水性を確認した止水ジョイント等を設置し、止水位置を講じる設計とする。	基準要求への適合性を明確化	浸水防護施設 1.4.1 設計方針	
(2) 浸水防止設備 浸水防止設備は、浸水想定範囲等における浸水時及				基準要求への適合性を明確化	同上	

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第6条 津波による損傷の防止】

<p>赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）</p> <p>青色：設置変更許可本文及付録の付番と付録方針との対比</p> <p>茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比</p> <p>緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比</p> <p>紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比</p>	<p>【〇〇条〇〇】開港する資料と基本設計方針を組みけるたもの付番 &lt;開港する資料&gt;</p> <p>・様式-1への展開表（補足説明資料）</p> <p>・技術基準規則リスト（設定根拠）</p> <p>・技術基準規則方針（後）と基本設計方針（後）との対比</p> <p>・技術基準規則方針（前）と基本設計方針（前）との対比</p> <p>・技術基準規則方針（前）と基本設計方針（後）との対比</p>
<p>■前回指針からの変更箇所</p>	<p>■前回指針からの変更箇所</p>

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 添付書類（ 本 文）	設置許可申請書 添付書類（ 本 文）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
び浸水後 <sub>の</sub> 津波等に対する耐性を評価し、津波の流入による浸水及び漏水を防止する設計とする。  また、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に浸水時及び <sub>津波</sub> 後に津波が流入することを防止するため、当該区画への流入経路となる開口部に浸水防止設備を設置し、止水性を保持する設計とする。  ⑥ 【6条39】	び <sub>津波</sub> 後 <sub>の</sub> 津波等に対する耐性を評価し、津波の流入による浸水及び漏水を防止する設計とする。⑥  また、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に浸水時及び <sub>津波</sub> 後に津波が流入することを防止するため、当該区画への流入経路となる開口部に浸水防止設備を設置し、止水性を保持する設計とする。  ⑥ 【6条39】	(3)その他の主要な事項 (ii) 浸水防護設備 a. 津波に対する防護設備 設計基準対象施設は、基準津波に対して、その安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならぬこと、また、重大事故等に対処施設は、基準津波に対して、重大事故等に対処するため必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならぬことから、 防潮堤、防潮壁、取放水路流路縮小工、貯留堰、逆流防止設備、水密扉、浸水防止壁、逆止弁付アーチネル、貫通部止水処置により、津波から防護する設計とする。⑥⑩ 防潮堤（鋼管式鉛直壁） 軽油タンクエリアの浸水に対する浸水防護設備について、内郭防護として流入経路となる開口部に設置する設計とする。 浸水防護設備は、耐性を評価又は試験等により止水性を確認した方法により、止水性を保持する設計とする。 ⑥b 【6条40】	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	浸水防護施設 1.4.1 設計方針		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第6条 津波による損傷の防止】

赤色：様式-6にに関する記載（付番及び下線）	【〇〇条例〇】開港する資料と基本設計方針を組み切ったもの付番
青色：設置変更許可本文及付録の付番	<開港する資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への開港事（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠）に関する説明書 別添-1

様式-7

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 添付書類（ 本文）	設置許可申請書 添付書類（ 本文）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
津波監視カメラは地震発生後、津波が発生した場合に、その影響を俯瞰的に把握するため、津波及び漂流物の影響を受けない防潮堤内側の原子炉建屋の屋上及び防潮堤北側エリアに設置し、津波監視機能が十分に保持できる設計とする。取水ビット水位計は、非常用海水ポンプの取水性を確保するために、基準津波の下降側の海水ポンプ室水位の監視を目的に、津波及び漂流物の影響を受けにくい室内側の海水ポンプ室内に設置し、津波監視機能が十分に保持できる設計とする。設計に当たっては、自然条件（積雪、風荷重）との組合せを適切に考慮する。	(3) 津波監視設備 津波監視設備は、津波の来襲状況を監視可能な設計とする。津波監視カメラは、波力及び漂流物の影響を受けない位置、取水ビット水位計は波力及び漂流物の影響を受けにくい位置に設置し、津波監視機能が十分に保持できる設計とする。また、基準地震動 S s に対して、機能を喪失しない設計とする。設計に当たっては、自然条件（積雪、風荷重）との組合せを適切に考慮する。	津波監視カメラは地震発生後、津波が発生した場合に、その影響を俯瞰的に把握するため、津波及び漂流物の影響を受けない防潮堤内側の原子炉建屋の屋上及び防潮堤北側エリアに設置し、津波監視機能が十分に保持できる設計とする。取水ビット水位計は、非常用海水ポンプの取水性を確保するために、基準津波の下降側の海水ポンプ室水位の監視を目的に、津波及び漂流物の影響を受けにくい防潮堤内側の海水ポンプ室内に設置し、津波監視機能が十分に保持できる設計とする。	津波監視カメラは地震発生後、津波が発生した場合に、その影響を俯瞰的に把握するため、津波及び漂流物の影響を受けない防潮堤内側の原子炉建屋の屋上及び防潮堤北側エリアに設置し、津波監視機能が十分に保持できる設計とする。取水ビット水位計は、非常用海水ポンプの取水性を確保するために、基準津波の下降側の海水ポンプ室水位の監視を目的に、津波及び漂流物の影響を受けにくい防潮堤内側の海水ポンプ室内に設置し、津波監視機能が十分に保持できる設計とする。	津波監視カメラは地震発生後、津波が発生した場合に、その影響を俯瞰的に把握するため、津波及び漂流物の影響を受けない防潮堤内側の原子炉建屋の屋上及び防潮堤北側エリアに設置し、津波監視機能が十分に保持できる設計とする。取水ビット水位計は、非常用海水ポンプの取水性を確保するために、基準津波の下降側の海水ポンプ室水位の監視を目的に、津波及び漂流物の影響を受けにくい防潮堤内側の海水ポンプ室内に設置し、津波監視機能が十分に保持できる設計とする。	津波監視カメラは地震発生後、津波が発生した場合に、その影響を俯瞰的に把握するため、津波及び漂流物の影響を受けない防潮堤内側の原子炉建屋の屋上及び防潮堤北側エリアに設置し、津波監視機能が十分に保持できる設計とする。取水ビット水位計は、非常用海水ポンプの取水性を確保するために、基準津波の下降側の海水ポンプ室水位の監視を目的に、津波及び漂流物の影響を受けにくい防潮堤内側の海水ポンプ室内に設置し、津波監視機能が十分に保持できる設計とする。	津波監視カメラは地震発生後、津波が発生した場合に、その影響を俯瞰的に把握するため、津波及び漂流物の影響を受けない防潮堤内側の原子炉建屋の屋上及び防潮堤北側エリアに設置し、津波監視機能が十分に保持できる設計とする。取水ビット水位計は、非常用海水ポンプの取水性を確保するために、基準津波の下降側の海水ポンプ室水位の監視を目的に、津波及び漂流物の影響を受けにくい防潮堤内側の海水ポンプ室内に設置し、津波監視機能が十分に保持できる設計とする。
④	④	④	④	④	④	④

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7  
【第6条 津波による損傷の防止】

<p>赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）</p> <p>青色：設置変更許可本文及以外の資料による引用以外の記載</p> <p>茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比</p> <p>緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比</p> <p>紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比</p>	<p>【〇〇条〇〇】開港する資料と基本設計方針を組み切ったもの付番 &lt;開港する資料&gt;</p> <p>・様式-1への展開表（補足説明資料）</p> <p>・技術基準規則リスト（設定根拠）</p> <p>・技術基準規則（別添書類）</p> <p>別添-1 : 前回指出時からの変更箇所</p>
---	--

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 津波監視設備のうち津波 監視カメラは、非常用電源 から給電し、赤外線撮像機 能を有したカメラにより、 昼夜にわたり中央制御室か ら監視可能な設計とする。 ⑥d 【6条42】	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
津波監視設備のうち津波 監視カメラは、非常用電源 から給電し、赤外線撮像機 能を有したカメラにより、 昼夜にわたり中央制御室か ら監視可能な設計とする。 ⑥d 【6条42】					津水防護施設 1.4.1 設計方針	
				<p>(1) 津波監視カメラ</p> <p>津波監視カメラは、原子炉 建屋屋上 O.P. +49.5m 及び 防潮堤北側エリア O.P. + 29.0m に設置し、昼夜間わ ず監視できるよう赤外線撮 像機能を有したカメラを用 い、中央制御室から監視可 能な設計とする。⑥d</p> <p>(2) 取水ビット水位計</p> <p>取水ビット水位計は、O.P. +2.0m の海水ポンプ室補 機ポンプエリアに設置し、 水位上昇側及び下降側の津 波高さを計測できるよう、 O.P. - 11.25m ~ 0.P. + 19.00m を計測範囲とし、中 央制御室から監視可能な設 計とする。⑥e</p> <p>津波監視設備のうち取水 ビット水位計は、非常用電 源から給電し、O.P. - 11.25m ~ 0.P. +19.00m を測 定範囲として、非常用海水 ポンプが設置された海水ボ ンプ室補機ポンプエリアの 上昇側及び下降側の水位を 中央制御室から監視可能な 設計とする。</p> <p>⑥e 【6条43】</p>	<p>同趣旨の記載であるが、表 現の違いによる差異あり</p> <p>同趣旨の記載であるが、表 現の違いによる差異あり</p> <p>津水防護施設 1.4.2 荷重の組合せ及び 許容限界</p>	

様式-7

様式-1

津水防護施設  
1.4.2 荷重の組合せ及び  
許容限界

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第6条 津波による損傷の防止】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】開港する資料と基本設計方針を組み切ったもの付番
青色：設置変更許可本文及以外の資料	<開港する資料>
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1～への扉開扉（補足説明資料）
緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則方針（後）
黄色：前回指出時からの変更箇所	：前回指出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ ）、 添付書類（ ）	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
⑥ 【6条44】	(1) 荷重の組合せ 津波と組み合わせる荷重については、原子炉冷却系系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」のうち「2.3 外部からの衝撃による損傷の防止」で設定している自然条件（積雪、風荷重）及び余震として考えられる地震に加え、漂流物による荷重を考慮する。津波による荷重の設定に当たっては、各施設・設備の機能損傷モードに対応した荷重の算定過程に介在する不確かさを考慮し、余裕の程度を検討した上で安全側の設定を行う。	を適切に設定し、それらの組合せを考慮する。また、想定される荷重に対する部材の健全性や構造安定性について適切な許容限界を設定する。			基準要求への適合性を明確化	浸水防護施設 1.4.2 荷重の組合せ及び許容限界
⑥ 【6条45】	(2) 許容限界 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の許容限界は、地震後、津波の繰返し作用を想定し、施設・設備を構成する材料がおおね弹性状態に留まることを基本とする。				基準要求への適合性を明確化	浸水防護施設 1.4.2 荷重の組合せ及び許容限界

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第6条 津波による損傷の防止】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を組み切ったもの付番
青色：設置変更許可本文及付属資料	<開港する資料>
茶色：設置変更許可本文及付属資料（後）との対比	・様式-1への展開表（補足説明資料）
緑色：設置基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則第5条第2項
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則第5条第2項
黄色：技術基準規則第5条第2項	・技術基準規則第5条第2項
緑色：技術基準規則第5条第2項	・技術基準規則第5条第2項
紫色：前回指出時からの変更箇所	・技術基準規則第5条第2項

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類（ 本文）	設置許可申請書 添付書類（ 本文）	設置許可申請書 添付書類（ 本文）	設置許可申請書 添付書類（ 本文）
2 兼用キャスク及びその周辺施設が設置許可基準規則第五条第二項に規定する津波によりその安全性が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。 ⑧	⑥ 【6条46】  使用済燃料を貯蔵する兼用キャスクは保有しない。 ⑧ 【6条47】						

【解釈】

2 第2項の規定は、設置許可基準規則第5条第2項の規定に基づき設置許可で確認した設計方針に基づき、設置許可基準規則第5条第2項に規定する津波に対して兼用キャスクが機能を維持していることをいう。  
⑧

## 【第6条 津波による損傷の防止】

—：該当なし  
■：前回提出時からの変更箇所

様式一6

## 各条文の設計の考え方

## 第6条（津波による損傷の防止）

## 1. 技術基準の条文、解釈への適合性に関する考え方

No.	基本設計方針で記載する事項	適合性の考え方（理由）	項-号	解釈	添付書類
①	基準津波に対して安全性が損なわれるおそれがないための設計	技術基準の要求を受けた内容として記載している。	1	1	b
②	津波防護対策の評価事項と考慮事項	津波防護対策として要求される評価事項と評価において考慮すべき事項を記載している。	1	1	b
③	津波防護対象設備の明確化	津波から防護すべき設備について記載している。	1	1	b
④	入力津波の設定	入力津波の設定に当たり考慮すべき事項を記載している。	1	1	b
⑤	評価の結果、必要な津波防護対策	津波防護対策として要求される評価の結果、必要となる対策を記載している。	1	1	b
⑥	浸水防護施設の設計	技術基準規則への適合に係る津波設計方針に基づいて設置する浸水防護施設の設備設計を記載している。	1	1	b, c, d, e, f, g, h
⑦	浸水防護施設の機能の維持（浸水防護施設の維持・運用）	浸水防護施設の機能を担保するための確実な設備の運用については、保安規定で担保する旨を記載している。	1	1	b
⑧	兼用キャスクへの防護措置その他の適切な措置	兼用キャスクを用いた使用済燃料の貯蔵設備を設置しない旨を記載している。	2	2	—

## 2. 設置許可本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方

No.	項目	考え方	添付書類
①	設置許可基準規則への適合	設置許可基準規則の要求事項に対する記載であり、それに基づく技術基準規則の要求事項を記載するため、記載しない。	—
②	重複記載	設置許可の中で重複記載があるため記載しない。	—
③	津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の機能保持	基本設計方針に具体的な内容を記載するため記載しない。	—
④	主要設備及び仕様	要目表に記載しているため記載しない。	a

## 3. 設置許可添八のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方

No.	項目	考え方	添付書類
◇	重複記載	設置許可の中で重複記載があるため記載しない。	—

## 【第6条 津波による損傷の防止】

—：該当なし  
■：前回提出時からの変更箇所

様式－6

◇②	津波防護対象の選定	津波防護対象の選定結果については、「1. No.③」にて同趣旨の内容を包括して記載するため記載しない。	—
◇③	敷地及び敷地周辺における地形、施設の配置等	発電所の敷地及び敷地周辺の状況を把握するための基本事項であり、設置許可本文の内容を基本設計方針に記載するため、記載しない。	—
◇④	入力津波の設定	基本設計方針には要旨のみを記載し、詳細については、「発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」に記載するため記載しない。	—
◇⑤	浸水防護施設の設置	「1. No.②」又は「1. No.⑤」にて同趣旨の内容を包括して記載するため記載しない。	—
◇⑥	浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策	内郭防護を検討する上での評価条件や評価内容については「発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」に記載するため記載しない。	b
◇⑦	取水性の特性を考慮した管路解析の実施	設備の設計に用いる入力津波の設定の際に実施する検討上の考慮事項であるため、記載しない。	—
◇⑧	水位低下に対する非常用海水冷却系の水量の確保	水位低下時の非常用海水冷却系の必要な容量の確認については「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に記載するため記載しない。	d
◇⑨	・砂移動・堆積の影響 ・非常用海水ポンプへの浮遊砂の影響 ・漂流物の取水性への影響	津波の二次的な影響評価の検討項目については「発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」に記載する内容であるため、基本設計方針には記載しない。	b

## 4. 詳細な検討が必要な事項

No.	書類名
a	要目表
b	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
c	取水口及び放水口に関する説明書
d	設備別記載事項の設定根拠に関する説明書
e	環境測定装置の構造図及び取付箇所を明示した図面
f	強度に関する説明書
g	浸水防護施設に係る機器の配置を明示した図面及び系統図
h	構造図
i	発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書
j	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第51条 津波による損傷の防止】

赤色：様式-6に関する記載（付録及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付録
青色：設置変更許可本文及び添付書類から引用以外の記載	<関連する資料>
緑色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への展開表（補足説明資料）
紫色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）

様式-7

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈 (津波による損傷の防止)	設工認申請書 基本設計方針 (後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可申請書 添付書類八	設備許可申請書 添付書類八	設備許可申請書 及び基本設計方針との対比	備考
第五十一条 重大事故等対処施設が基準津波によりその重大事故等に對処するためには必要な機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。 <b>①②③④⑤⑥⑦</b>	1. 津波による損傷の防止 1.1 耐津波設計の基本方針 重大事故等対処施設が設置（変更）許可を受けた基準津波により重大事故等に対処するためには必要な機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じなければならない。 <b>①②③④⑤⑥⑦</b>	口 発電用原子炉施設の一般構造 (2) 耐津波構造 本発電用原子炉施設は、その供用中に当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（以下「基準津波」という。）に対して、次の方針に基づき耐津波設計を行ない、「設置許可基準規則」に適合する構造とする。 <b>①</b>	1. 安全設計 1.5 耐津波設計 津波設計	1.5.2 重大事故等対処施設の耐津波設計の基本方針 重大事故等対処施設は、基準津波に対する重大事故等に対処するためには必要な機能が損なわれるおそれがないよう、適切な構造とする。 <b>①a 重複</b>	1.5.2.1 重大事故等対処施設の耐津波設計の基本方針 重大事故等対処施設は、基準津波に対する重大事故等に対処するためには必要な機能が損なわれるおそれがないよう、適切な構造とする。 <b>①a 重複</b>	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	1.1 耐津波設計の基本方針 浸水防護施設
【解釈】 1 第51条の適用に当たっては、第6条の解釈に準ずるものとする。 <b>①②③④⑤⑥⑦</b>	①a 【51条1】	津波による損傷の防止の耐津波設計ににおいては、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による地盤沈下量を考慮した敷地高さや施設高さ等を記載する。 <b>①f</b>	津波による損傷の防止の耐津波設計ににおいては、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による地盤沈下量を考慮した敷地高さや施設高さ等を記載する。 <b>①f</b>	津波による損傷の防止の耐津波設計ににおいては、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による地盤沈下量を考慮した敷地高さや施設高さ等を記載する。 <b>①f</b>	津波による損傷の防止の耐津波設計ににおいては、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による地盤沈下量を考慮した敷地高さや施設高さ等を記載する。 <b>①f</b>	津波による損傷の防止の耐津波設計ににおいては、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による地盤沈下量を考慮した敷地高さや施設高さ等を記載する。 <b>①f</b>	津波による損傷の防止の耐津波設計ににおいては、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による地盤沈下量を考慮した敷地高さや施設高さ等を記載する。 <b>①f</b>
【解釈】 1 第51条の適用に当たっては、第6条の解釈に準ずるものとする。 <b>①②③④⑤⑥⑦</b>	③a 【51条2】	1.1.1 津波防護対象設備 また、重大事故等対処施設及び可搬型重大事故等対処設備のうち、津波から防護する設備を「重大事故等対処施設の津波防護対象設備」とする。 <b>③a</b>	1.1.1 津波防護対象設備 また、重大事故等対処施設及び可搬型重大事故等対処設備のうち、津波から防護する設備を「重大事故等対処施設の津波防護対象設備」とする。 <b>③a</b>	津波による損傷の防止の耐津波設計ににおいては、重大事故等対処施設の津波防護対象設備を「重大事故等対処施設の津波防護対象設備」とする。 <b>③a</b>	津波による損傷の防止の耐津波設計ににおいては、重大事故等対処施設の津波防護対象設備を「重大事故等対処施設の津波防護対象設備」とする。 <b>③a</b>	津波による損傷の防止の耐津波設計ににおいては、重大事故等対処施設の津波防護対象設備を「重大事故等対処施設の津波防護対象設備」とする。 <b>③a</b>	津波による損傷の防止の耐津波設計ににおいては、重大事故等対処施設の津波防護対象設備を「重大事故等対処施設の津波防護対象設備」とする。 <b>③a</b>

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第 51 条 津波による損傷の防止】

赤色：様式-6に関する記載（付録及び下巻）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付録
青色：設置更許可本文及び添付書類から引用以外の記載	<関連する資料>
赤色：設置更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への展開表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠）に関する説明書 別添-1
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠）に関する説明書 別添-1
■	■
■	■

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可申請書 添付書類八	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	備考

このため、津波から防護する設備は、重大事故等対処施設（可搬型重大事故等対処設備を含む。）(以下「重大事故等対処施設の津波防護対象設備」という。)とし、これらを内包する建屋及び区画について第 1.5-24 図に配置を示す。

なお、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備は、「設置許可基準規則の解釈」別記 3 で火力津波に対して機能を十分に保持できることが要求されており、同要求を満足できる設計とする。

- (2) 敷地及び敷地周辺における地形、施設の配置等
- a. 敷地及び敷地周辺における地形、標高並びに河川の存在の把握「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。
  - b. 敷地における施設の位置、形状等の把握重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画として、「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」で示した範囲に加え、O.P.+59.0m 以上の敷地に設置する緊急時対策建屋及

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式一  
【第 51 条 津波による損傷の防止】

赤色：様式-6に関する記載（付録及び下線）

青色：設置変更許可本文及び添付書類から引用以外の記載

緑色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比

紫色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比

黄色：技術基準規則と基本設計方針（前）との対比

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可申請書 添付書類八	設備許可申請書 及び基本設計方針との対比	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
			び緊急用電気品建屋がある。 また、重大事故等対処施設の津 波防護対象設備の屋外設備（設計 基準対象施設と兼ねるもの）を除 く。）としては、O.P.+59.0m以上 の敷地面にあるガスタービン発 電設備タンクピットに常設代替 交流電源設備が敷設され、さらに 可搬型重 大事故等対処設備については、 O.P.+59.0m以上の敷地にある 第1保管エリア、第2保管エリア 及び第4保管エリア、O.P.+ 13.8mの敷地にある第3保管工 リアにそれぞれ保管されている。 津波防護施設は、「1.5.1 設計 基準対象施設の耐津波設計」に同 じ。 浸水防止設備は、「1.5.1 設計 基準対象施設の耐津波設計」に同 じ。 津波監視設備は、「1.5.1 設計 基準対象施設の耐津波設計」に同 じ。 敷地内の瀬上域（防潮堤外側） の建物・構築物等は、「1.5.1 設 計基準対象施設の耐津波設計」に 同じ。 c. 敷地周辺の人工構造物の位 置、形状等の把握 「1.5.1 設計基準対象施設の耐 津波設計」に同じ。	【〇〇条〇〇】開港する資料と基本設計方針を紐づけるための付録 <開港する資料> ・様式-1への展開表（補足説明資料） ・技術基準規則リスト（設定根拠）に関する説明書 別添-1 【第 51 条】前回提出時からの変更箇所			

- 1.2 入力津波の設定  
各施設・設備の設計又は評価に  
用いる入力津波として、敷地への  
瀬上に伴う津波（以下「瀬上波」）

- (3) 入力津波の設定④a  
「1.5.1 設計基準対象施設の耐  
津波設計」に同じ。

- 同趣旨の記載であるが、表現の違  
いによる差異  
1.2 入力津波の設定  
浸水防護施設

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第51条 津波による損傷の防止】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付録及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付録
青色：設置変更許可本文及び添付書類から他の引用以外の記載	<関連する資料>
赤色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への展開表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠）に関する説明書 別添-1
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠）に関する説明書 別添-1
黒色：前回提出時からの変更箇所	■

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可申請書 添付書類八	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	備考
	という。)による入力津波と取水路、放水路等の経路からの流入へ伴う津波(以下「経路からの津波」という。)による入力津波を設定する。				同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異	浸水防護施設 1.2 入力津波の設定
④a 【51条4】	入力津波の設定の諸条件の変更により、評価結果が影響を受けないことを確認するために、評価条件変更の都度、津波評価を実施する運用を保安規定に定めて管理する。	④ 【51条5】			同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異	1.2.1 遷上波による入力津波
④ 【51条6】	1.2.1 遷上波による入力津波 遷上波による入力津波については、遷上への影響要因として、敷地及び敷地周辺の地形及びその標高、河川等の存在、設備等の設置状況並びに地震による広域的な隆起・沈降を考慮して、遷上波の回り込みを含め敷地への遷上の可能性を評価する。 遷上する場合は、基準津波の波源から各施設・設備の設置位置において算定される津波高さとして設定する。また、地震による変状又は繰返し来襲する津波による洗刷・堆積により地形又は河川流路の変化等が考えられる場合は、敷地への遷上経路に及ぼす影響を評価する。	1.2.2 経路からの津波による入力津波				

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第51条 津波による損傷の防止】

赤色：様式-6に関する記載（付録及び下線） 青色：設置変更許可本文及び添付書類からとの引用以外の記載 緑色：同趣旨の記載であるが、表現の違 紫色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 黄色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 茶色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 橙色：技術基準規則と基本設計方針（前）との対比 藍色：基本設計方針（前）と回提出時からの変更箇所	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表（補足説明資料） ・技術基準規則リスト（設定根拠）に関する説明書 別添-1	様式-7 様式-1への展開表（補足説明資料） ・技術基準規則リスト（設定根拠）に関する説明書 別添-1 ■■■■■：前回提出時からの変更箇所
---	---	---

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	同趣旨の記載であるが、表現の違 いによる差異	同趣旨の記載であるが、表現の違 いによる差異	同趣旨の記載であるが、表現の違 いによる差異あり
<b>1.2.3 水位変動</b> ④ 【51条7】 <b>1.2.3 水位変動</b> 「1.2.1 遷上波による入力津波」及び「1.2.2 経路からの津波による入力津波」における「流入経路を特定し、基準津波の波源から各施設・設備の設置位置において算定される時刻歴波形及び津波高さとして設定する。」	経路からの津波による入力津波については、 <b>流入経路を特定し、基準津波の波源から各施設・設備の設置位置において算定される時刻歴波形及び津波高さとして設定する。</b>			同趣旨の記載であるが、表現の違 いによる差異	同趣旨の記載であるが、表現の違 いによる差異	同趣旨の記載であるが、表現の違 いによる差異あり
<b>④ 【51条8】</b> <b>地殻変動</b> 東北地方太平洋沖型の地震による広域的な地殻変動及び平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震による広域的な地殻変動を考慮する。	地殻変動については、基準津波の波源である東北地方太平洋沖型の地震による広域的な地殻変動及び平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震による広域的な地殻変動を考慮する。			同趣旨の記載であるが、表現の違 いによる差異あり	同趣旨の記載であるが、表現の違 いによる差異あり	同上

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第51条 津波による損傷の防止】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付録及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付録
青色：設置変更許可本文及び添付書類から他の引用以外の記載	<関連する資料>
赤色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への展開表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
■■■■■：前回提出時からの変更箇所	

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可申請書 添付書類八	技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	<p>太平洋沖地震による地盤変動については、発電所構内の水準点を用いた水準測量結果から1mと設定する。なお、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震後の余効変動として平成29年4月時点で約0.3m隆起していることを確認している。</p> <p>上昇側及び下降側の水位変動に対する安全性評価を実施する際には、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震による1mの沈降を考慮する。</p> <p>以上のことから、上昇側の水位変動に対して安全性評価を実施する際には、<b>水位上昇側で考慮する波源による0.72mの沈降を考慮する。</b></p> <p>一方、下降側の水位変動に対して安全性評価を実施する際には、<b>水位下降側で考慮する波源による0.77mの沈降は考慮しない。</b></p> <p>④ 【51条9】</p>	<p>同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり</p>	<p>同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり</p>	<p>浸水防護施設 1.2.3 水位変動</p>		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第51条 津波による損傷の防止】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付録及び下巻）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付録
青色：設置変更許可本文及び添付書類から他の引用以外の記載	<関連する資料>
赤色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への展開表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
■：前回提出時からの変更箇所	■：前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可申請書 添付書類八	設備許可申請書 及び基本設計方針との対比	設備許可申請書 及び基本設計方針との対比	備考
④ 【51条10】	なお、防潮壁の詳細設計に伴う平面配置等の変更及び2011年東北地方太平洋沖地震に伴い被災した地域における復旧・改修工事に伴う地形改変による影響も考慮し、変更前後のそれぞれについて算定された数値を安全側に評価する。	1.3 津波防護対策	1.5.2.2 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針は、以下の通りである。 （1）から（5）のとおりである。 （1）重大事故等対処施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。下記（3）において同じ。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基準津波による週上波を地上部から到達又は流入させない設計とする。また、取水路、放水路等の経路から流入させない設計とする。 （2）取水・放水施設、地下部等において、漏水する可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定して、重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止できる設計とする。 （3）上記2方針のほか、重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画について、は、浸水防護をすることにより、津波による影響等から隔離可能な設計とする。	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	1.3 津波防護施設	1.3 津波防護対策	同上
④ 【51条11】	1.3 「1.2 入力津波の設定」で設定した入力津波による津波防護対象設備への影響を、津波の敷地への流入の可能性の有無、漏水による重大事故等に対処するため必要な機能への影響の有無、津波の流入等による重大事故等に対処するため必要な機能への影響の有無並びに水位変動に伴う取水性低下及び津波の二次的な影響による重大事故等に対処するため必要な機能への影響の有無の観点から評価することにより、津波防護対策が必要となる箇所を特定して必要な津波防護対策を実施する設計とする。	②a②b②c 【51条11】	②a ②b ②c 引用元：P8	基準要求への適合性を明確化	②a ②b ②c 引用元：P8	基準要求への適合性を明確化	同上
④ 【51条12】	入力津波の変更が津波防護対策に影響を与えないことを確認することとし、定期的な評価及び改善に関する手順を保安規定に定めて管理する。	②⑦ 【51条12】					

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第 51 条 津波による損傷の防止】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付録及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付録
青色：設置変更許可本文及び添付書類から引用以外の記載	<関連する資料>
赤色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への展開表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠）に関する説明書 別添-1
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠）に関する説明書 別添-1
黄色：前回提出時からの変更箇所	■

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八  ④ (②i 重複) による重大事故等に対処するた めに必要な機能への影響を防止 できる設計とする。②c	設置許可申請書 添付書類八  ④ (②i 重複) による重大事故等に対処するた めに必要な機能への影響を防止 できる設計とする。②c	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	備考
			(5) 津波監視設備については、入 力津波に対して津波監視機能が 保持できる設計とする。 ◆ (⑤m 重複)	<p>敷地の特性に応じた津波防護 としては、基準津波による週上波 を地上帝部から到達又は流入させ ない設計とするため、数値シミュ レーションに基づき、外郭防護と して防潮堤を設置する。重大事故 等対処施設の津波防護対象設備 (非常用取水設備を除く。) のう ち、設計基準対象施設を使用する もの及び可搬型重大事故等対処 設備保管場所である第3保管工 リ亞については「1.5.1 設計基準 対象施設の耐津波設計」を適用す る。</p> <p>緊急時対策建屋、緊急用電気品 建屋、ガスバーン発電設備タン クピット、可搬型重大事故等対処 設備保管場所である第1保管工 リア、第2保管エリア及び第4保 管エリアについては「1.5.1 設計 基準対象施設の耐津波設計」を適 用した上で、基準津波による週上 波が到達しない十分高い場所に 設置する設計とする。</p> <p>また、取水路、放水路等の経路 から流入させない設計とするた め、外郭防護として2号炮海水水</p>		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第 51 条 津波による損傷の防止】

赤色：様式-6に関する記載（付録及び下線）

青色：設置変更許可本文及び添付書類から引用以外の記載

緑色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比

紫色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比

黄色：設置変更許可と基本設計方針（前）との対比

■：前回提出時からの変更箇所

様式-7

【〇〇条〇〇】開運する資料と基本設計方針を紐づけるための付録 <開運する資料> ・様式-1への展開表（補足説明資料） ・技術基準規則リスト（設定根拠） 別添-1	【〇〇条〇〇】開運する資料と基本設計方針を紐づけるための付録 <開運する資料> ・様式-1への展開表（補足説明資料） ・技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 ・技術基準規則と基本設計方針（前）との対比 別添-1
--	--

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可申請書 添付書類八	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	備考
			ンブ室スクリーンエリア、3号炉海水ポンプ室スクリーンエリア、 2号炉放水立坑、3号炉海水熱交換器建屋取水立坑に防潮壁を設置し、1号炉取水路及び1号炉放水路に取放水路流路縮小工、2号炉補機冷却海水系放水路の防潮壁横断部及び屋外排水路の防潮壁横断部（海側法尻部）に逆流防止設備、3号炉海水熱交換器建屋補機ポンプエリニアに水密扉、3号炉海水熱交換器建屋補機ポンプエリニアの床開口部に逆止弁付フランネルを設置する。また、防潮壁の外側と内側のバイパス経路となる2号炉海水ポンプ室スクリーンエリア等の防潮壁下部貫通部に対して止水処置を実施する。 ⑤c	重大事故等対処施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画について、津波による影響等から隔離可能な設計とするため、内郭防護として、海水ポンプ室補機ポンプエリニア周りに浸水防止壁を設置する。また、原子炉建屋及び制御建屋の浸水防護重点化範囲の境界に水密扉、堅油タンクエリニアの浸水防護重点化範囲の境界に浸水防止蓋を設置するとともに、原子炉建屋、制御建屋及び堅油タンクエリアの浸水防護重点		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第 51 条 津波による損傷の防止】

赤色：様式-6に関する記載（付録及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付録
青色：設置変更許可本文及び添付書類から引用以外の記載	<関連する資料>
赤色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への展開表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設備機器）に関する説明書 別添-1
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設備機器）に関する説明書 別添-1
黄色：前回提出時からの変更箇所	■

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	化範囲の境界に貫通部止水処置 を実施する。  引き波時の水位低下に対して、 海水ポンプ室の水位が非常用海 水ポンプの取水可能水位を下回 しないよう、取水口底盤に貯留堰 を設置する。  地震発生後、津波が発生した場 合に、その影響を俯瞰的に把握す るため、津波監視設備として、海 水ポンプ室補機ポンプエリアに 取水ピット水位計、原子炉建屋屋 上及び防潮堤北側エリアに津波 監視カメラを設置する。  津波防護対策の設備分類と設 置目的を第 1.5-3 表に示す。ま た、敷地の特性に応じた津波防護 の概要を第 1.5-25 図に示す。	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	備考
a. 重大事故等対処施設の津波防護対象設備 非常用取水設備を除く。) を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計とする。 また、取水路、放水路等の経路から流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。  1.3.1 敷地への流入防止 (外郭防護1) (1) 遡上波の地上部からの到達、流入の防止 遡上波による敷地周辺の遡上の状況を加味した浸水高さの分布を基に、津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、遡上波の地上部から到達、流入の防止の到達、流入の可能性の有無を評価する。流入の可能性に対する裕度評価において、高潮ハザードの再現期間100年にに対する期待値と、人力津波で考慮した朔望平均満潮位及び潮位のばらつきを踏まえた水位の合計との差を参照	1.5.2.3 敷地への浸水防護（外郭防護1）  (1) 遡上波の地上部からの到達、流入の防止 重大事故等対処施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画として、原子炉建屋及び制御建屋は0.P.+13.8mの敷地に設置している。また、屋外には、0.P.+13.8mの敷地に排気筒、可搬型重大事故等対処設備保管場所である第3保管エリア、海水ポンプ室補機ポンプエリア、軽油タンク工リア（軽油タンク、燃料移送ポンプ）及び復水貯蔵タンクを設置している。なお、原子炉建屋と接続	同趣旨の記載があるが、表現の違いによる差異あり 1.3.1 敷地への流入防護（外郭防護1） 浸水防護施設				
1.3.1 敷地への流入防止 (外郭防護1) (1) 遡上波の地上部からの到達、流入の防止 遡上波による敷地周辺の遡上の状況を加味した浸水高さの分布を基に、津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、遡上波の地上部から到達、流入の防止の到達、流入の可能性の有無を評価する。流入の可能性に対する裕度評価において、高潮ハザードの再現期間100年にに対する期待値と、人力津波で考慮した朔望平均満潮位及び潮位のばらつきを踏まえた水位の合計との差を参照	1.5.2.3 敷地への浸水防護（外郭防護1）  (1) 遡上波の地上部からの到達、流入の防止 重大事故等対処施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画として、原子炉建屋及び制御建屋は0.P.+13.8mの敷地に設置している。また、屋外には、0.P.+13.8mの敷地に排気筒、可搬型重大事故等対処設備保管場所である第3保管エリア、海水ポンプ室補機ポンプエリア、軽油タンク工リア（軽油タンク、燃料移送ポンプ）及び復水貯蔵タンクを設置している。なお、原子炉建屋と接続	同趣旨の記載があるが、表現の違いによる差異あり 1.3.1 敷地への流入防護（外郭防護1） 浸水防護施設				

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第 51 条 津波による損傷の防止】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付録及び下巻）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付記
青色：設置許可本文及び添付書類から引用以外の記載	<関連する資料>
赤色：設置許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への展開表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	（設置基準対象機器リスト（設定期間にに関する説明書 別添-1））
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準対象機器リスト（設定期間にに関する説明書 別添-1）
黒色：前回指出時からの変更箇所	■

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可申請書 添付書類八	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	備考
	する裕度として、設計上の裕度の 判断の際に考慮する。 【51条13】  評価の結果、週上波が地上部か、 ら到達し流入するため、津波防護 対象設備（非常用取水設備を除 く。）を内包する建屋及び区画（緊 急用電気品建屋、可搬型重大事故 等対処設備保管場所である第1保 管エリア、第2保管エリア及び第 4保管エリア、緊急時対策建屋並 びにガスタービン発電設備タン クピットを除く。）の設置された 敷地に、週上波の流入を防止する ための津波防護施設として、防潮 堤を設置する設計とする。 【51条14】  ⑤a⑤b	を設置し、津波の流入を防止する 設計とする。 【3】  ②d②e⑤a	するトレーンチや排気筒連絡ダク トは 0.P.+13.8m の敷地の地下 部に設置している。 海水ポンプ室補機ポンプエリ アには、原子炉補機冷却海水ポン プ及び高圧炉心スプレイ機冷 却海水ポンプを 0.P.+2.0m に設 置している。	するトレーンチや排気筒連絡ダク トは 0.P.+13.8m の敷地の地下 部に設置している。 海水ポンプ室補機ポンプエリ アには、原子炉補機冷却海水ポン プ及び高圧炉心スプレイ機冷 却海水ポンプを 0.P.+2.0m に設 置している。	同趣旨の記載であるが、表現の違 いによる差異あり	②d引用元：P10
	また、津波防護対象設備（非常 用取水設備を除く。）を内包する 建屋及び区画のうち、緊急用電気 品建屋、可搬型重大事故等対処設 備保管場所である第1保管エリ ア、第2保管エリ亞及び第4保管エ リ亞、緊急時対策建屋並びにガス タービン発電設備タンクピット は、津波による週上波が地上部か、 ら到達し流入する設計とする。 【51条14】  ⑤a⑤b	を設置し、津波の流入を防止する 設計とする。 【3】  ②d②e⑤a	一方、防潮堤位置での入力津波 高さは 0.P.+24.4m であり、防潮 堤の高さには十分な裕度がある ことから、基準津波による週上波 が津波防護対象設備に到達し、流入 することはない。また、高潮ハザ ードの再現期間 100 年に対する 期待値を踏まえた潮位に対して も、十分に余裕がある。 なお、週上波の地上部から到 達及び流入の防護として、地山斜 面、盛土斜面等は活用しない。 緊急用電気品建屋、可搬型重大 事故等対処設備保管場所である 第1保管エリア、第2保管エリ ア、第4保管エリ亞、緊急時対策 建屋及びガススタービン発電設備 タンクピットは、0.P.+59.0m よ りも高所に設置することから、津 波による週上波は到達しない。 ②f ②g ③	一方、防潮堤位置での入力津波 高さは 0.P.+24.4m であり、防潮 堤の高さには十分な裕度がある ことから、基準津波による週上波 が津波防護対象設備に到達し、流入 することはない。また、高潮ハザ ードの再現期間 100 年に対する 期待値を踏まえた潮位に対して も、十分に余裕がある。 なお、週上波の地上部から到 達及び流入の防護として、地山斜 面、盛土斜面等は活用しない。 緊急用電気品建屋、可搬型重大 事故等対処設備保管場所である 第1保管エリア、第2保管エリ ア、第4保管エリ亞、緊急時対策 建屋及びガススタービン発電設備 タンクピットは、0.P.+59.0m よ りも高所に設置することから、津 波による週上波は到達しない。 ②f ②g ③	同趣旨の記載であるが、表現の違 いによる差異あり	浸水防護施設 1.3.1 敷地への流入防止（外郭防 護 1）

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第51条 津波による損傷の防止】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付録及び下巻）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付録
青色：設置更許可本文及び添付書類から引用以外の記載	<関連する資料>
赤色：設置更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への展開表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠）に関する説明書 別添-1
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠）；前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可申請書 添付書類八	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	備考
(2) 取水路、放水路等の経路から、津波の流入の可能性のある経路につながる循環水系、海水系及び屋外排水路の標高に基づき、許容される津波高さと経路からの津波高さを比較することにより、津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地への津波の流入の可能性の有無を評価する。流入の可能性に対する裕度評価において、高潮ハザードの再現期間100年に対する期待値と、入力津波で考慮した朔望平均満潮位及び潮位のばらつきを踏まえた水位の合計との差を参照する裕度とし、設計上の裕度の判断の際に考慮する。	(2)g 【51条15】  (d) 取水路、放水路等の経路から、津波が流入する可能性について検討した上で、津波が流入する可能性のある経路（扉、開口部、貫通口等）を特定し、必要に応じて実施する浸水対策については、「(i) 設計基準対象施設の耐津波設計」を適用する。  (2)h 【51条16】  評価の結果、流入する可能性のある経路が特定されたことから、津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地並びに建屋及び区画への流入を防止するため、津波防護施設として防潮壁及び取放水路流路縮小工を設置する設計とする。また、浸水防止設備として逆流防止設備、水密扉、浸水防止蓋及び逆止弁付ファンネルを設置並びに貫通部処置を実施する設計とする。	(2) 取水路、放水路等の経路から、津波の流入の可能性について検討した上で、津波が流入する可能性のある経路（扉、開口部、貫通口等）を特定し、必要に応じて実施する浸水対策については、「[1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計]」を適用する。  ◇(2)h 重複	(2) 取水路、放水路等の経路から、津波が流入する可能性のある経路（扉、開口部、貫通口等）を特定し、必要に応じて実施する浸水対策については、「[1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計]」を適用する。  同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	浸水防護施設 1.3.1 敷地への流入防止（外郭防護1）	
(2)h 【51条17】  (5)c 【51条17】						⑥c 引用元：P9

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第51条 津波による損傷の防止】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付録及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付録
青色：設置可変許可本文及び添付書類からの引用以外の記載	<関連する資料>
緑色：設置可変許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への展開表（補足説明資料）
紫色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
黄色：前回提出時からの変更箇所	

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	基準要求への適合性を明確化	浸水防護施設 設置許可と、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	防潮壁鋼製扉、水密扉及び浸水 防止蓋については、原則閉止する 運用を保安規定に定めて管理す る。また、取放水路端小工に ついては、津波防護機能及び第1 号機の取水・放水機能を維持する 運用を保安規定に定めて管理す る。				1.3.1 車両への流入防止（外郭防 護 1）	
(7) 【51条18】	上記(1)及び(2)において、外郭 防護として設置する津波防護施 設及び浸水防止設備については、 各地点の入力津波に対し、設計上 の裕度を考慮する。  ⑤ 【51条19】	1.3.2 漏水による重大な機能への 対処するための機能への 影響防止（外郭防護2）⑤d  (1) 漏水対策 経路から津波が流入する可 能性のある取水・放水設備の構造 上の特徴を考慮し、取水・放水施 設、地下部等において、津波によ る漏水が継続することによる浸 水範囲を想定（以下「浸水想定範 囲」という。）するとともに、当 該範囲の境界における浸水想定 範囲外に流出する可能性のある 経路及び浸水口（扉、開口部、貫 通口等）について、浸水防止設備 を設置することにより、浸水範囲 を限定する設計とする。  ⑥ 【51条20】	b. 取水・放水施設、地下部等に おいて、漏水する可能性を考慮の 上、漏水による浸水範囲を限定 し、重大事故等に対処するために 必要な機能への影響を防止する 設計とする。具体的には「(i) 設 計基準対象施設の耐津波設計」に 同じ。⑤e  b. 取水・放水施設、地下部等に おいて、漏水する可能性を考慮の 上、漏水による浸水範囲を限定 し、重大事故等に対処するために 必要な機能への影響を防止する 設計とする。具体的には「(i) 設 計基準対象施設の耐津波設計」に 同じ。⑤f  1.5.2.4 漏水による重大な機能への 対処するための機能への 影響防止（外郭防護2）⑤d  (1) 漏水対策 漏水対策策に於いては、「1.5.1 設 計基準対象施設の耐津波設計」に 同じ。⑤e  (2) 安全機能への影響確認 安全機能への影響確認について は、「1.5.1 設計基準対象施設の 耐津波設計」に同じ。  (3) 排水設備設置の検討 排水設備設置の検討については、 「1.5.1 設計基準対象施設の耐 津波設計」に同じ。	同上	1.3.2 漏水による重要な安全機 能及び重大事故等に対処するた めに必要な機能への影響防止（外 郭防護 2）	

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第 51 条 津波による損傷の防止】

赤色：様式-6に関する記載（付録及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付録
青色：設置変更許可本文及び添付書類から他の引用以外の記載	<関連する資料>
赤色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への展開表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
黄色：前回提出時からの変更箇所	■

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	備考
	る津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）に対しては、浸水防止設備として、防水区画化するための設備を設置するとともに、防水区内への浸水による重大事故等に対処するために必要な機能への影響の有無を評価する。 <b>⑤【51条20】</b>			同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	浸水防護施設 1.3.2 漏水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するためには機能への影響防止（外郭防護 2）
	評価の結果、浸水想定範囲における長期間の漫水が想定される場合は、重大事故等に対処するためには機能への影響がないよう、排水設備を設置する設計とする。 <b>⑤【51条21】</b>			同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	浸水防護施設 1.3.3 漢波の流入等による重要な安全機能及び重大事故等に対処するためには機能への影響防止（内郭防護）
	1.3.3 漢波の流入等による重大事故等に対処するためには機能への影響防止（内郭防護） (1) 浸水防護重点化範囲の設定 津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画を浸水防護重点化範囲として設定する。 <b>②i【51条22】</b>			「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」で示した範囲に加え、緊急時対策建屋、緊急用電気品建屋、ガスバーン発電設備タンクピット、可搬型重大事故等対処設備保管場所である第1保管エリア、第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアを設定する。 <b>②ii</b>	浸水防護施設 1.3.3 漢波の流入等による重要な安全機能及び重大事故等に対処するためには機能への影響防止（内郭防護）
	(2) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策 経路からの津波の流入を考慮した浸水範囲及び浸水量を基に、浸水防護重点化範囲に流入する			c. 上記 a. 及び b. に規定するもののほか、重大事故等対処施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画については、浸水防護をす	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり 同上

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第 51 条 津波による損傷の防止】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付録及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付録
青色：設置変更許可本文及び添付書類から引用以外の記載	<関連する資料>
赤色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への展開表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠）に関する説明書 別添-1
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠）に関する説明書 別添-1
黒色：前回提出時からの変更箇所	■

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可申請書 添付書類八	技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	可能性の有無を評価する。浸水範囲及び浸水量については、地震による溢水の影響も含めて確認する。地震による溢水については、「2. 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に示す内部溢水にて評価している。 <b>②j 溢水事象を考慮する。</b>	ることにより津波による影響等から隔離する。そのため、浸水防護重点化範囲を明確化するために、必要に応じて実施する浸水対策については、「(i) 設計基準対象施設の耐津波設計」を適用する。 <b>②j 重複)</b>	を行い、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路及び浸水口を特定し、浸水対策を実施する。浸水防護重点化範囲のうち、設計基準対象施設を使用するもの及び可搬型重大事故等対処設備保管場所である第3保管エリアについても、[1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計]を適用する。 <b>②j</b>	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	1.3.3 津波の流入等による重要な安全機能及び重大事故等に対処するため必要な機能への影響防止(内郭防護)	浸水防護施設
	評価の結果、浸水防護重点化範囲への流入の可能性のある経路、浸水口が特定されたことから、地震による設備の損傷箇所からの津波の流入を防止するための浸水防止設備として、浸水防護壁、水密扉及び浸水防護蓋の設置並びに貫通部止水処置を実施する設計とする。 <b>⑤ 【51条24】</b>	また、浸水防護設備として設置する水密扉及び浸水防護蓋については、津波の流入を防止するため、扉及び蓋の閉止運用を保安規定に定めて管理する。 <b>⑦ 【51条25】</b>	a. 地震に起因するタービン建屋内の循環水系配管伸縮継手の破損により、津波が循環水系配管に流れ込み、循環水系配管の損傷箇所を介してタービン建屋内に流入することが考えられる。このため、タービン建屋内に流入した津波により、タービン建屋に隣接する浸水防護重点化範囲(原子炉建屋、制御建屋)への影響を評価する。 <b>⑤</b>	基準要求への適合性を明確化	同上	基準要求への適合性を明確化
			b. 地震に起因するタービン建屋及びタービン補機冷却海水系配管を敷設する補機冷却系トレイン			同上

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第51条 津波による損傷の防止】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付録及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付録
青色：設置変更許可本文及び添付書類から引用以外の記載	<関連する資料>
赤色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への展開表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠）に関する説明書 別添-1
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠）に関する説明書 別添-1
黄色：前回提出時からの変更箇所	■

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可申請書 添付書類八	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	備考
	② 【51条26】		チ内のタービン補機冷却海水系配管の破損により、津波がタービン補機冷却海水系配管の損傷箇所を介してタービン建屋及びタービン補機冷却海水系配管を敷設する補機冷却系レンチ内に流入することが考えられる。このため、タービン補機冷却海水系配管を敷設する補機冷却系レンチ及びタービン建屋内に流入した津波により、タービン建屋に隣接する浸水防護重点化範囲（原子炉建屋、制御建屋及び海水ポンプ室補機ポンプエリア）への影響を評価する。  c. 地震に起因する海水ポンプ室循環水ポンプエリアの循環水系配管伸縮継手の破損により、津波が循環水系配管に流れ込み、循環水系配管伸縮継手の損傷箇所を介して、海水ポンプ室循環水ポンプエリア内に流入することが考えられる。このため、隣接する浸水防護重点化範囲（海水ポンプ室補機ポンプエリア）への影響を評価する。  d. 地震に起因する海水ポンプ室補機ポンプエリアに設置するタービン補機冷却海水系の低耐震クラス機器及び配管の破損により、津波が補機ポンプエリアのタービン補機冷却海水ポンプ室に流入することが考えられる。このため、隣接する浸水防護重点化範囲（補機ポンプエリアの原子炉建屋）			

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第51条 津波による損傷の防止】

赤色：様式-6に関する記載（付録及び下線） 黄色：設置変更許可本文及び添付書類から引用以外の記載 <関連する資料> •様式-1への展開表（後）との対比 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 黒字：前回提出時からの変更箇所	【〇〇条〇〇】関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付録 <関連する資料> •様式-1への展開表（補足説明資料） •技術基準規則リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1） ■；前回提出時からの変更箇所
---	--

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 添付書類八 機冷却海水ポンプ室及び高压炉 心スプレイ補機冷却海水ポンプ 室）への影響を評価する。  e. 地下水については、地震時の 地下水の流入が浸水防護重点化 範囲へ与える影響について評価 する。  f. 地震に起因する屋外タンク等 の損傷による溢水が、浸水防護重 点化範囲へ与える影響について 評価する。  (3) 上記(2) a. ~ f. の浸水範 囲、浸水量の評価については、以 下のとおり安全側の想定を実施 する。 a. 主復水器を設置するエリアに おける機器・配管の損傷による津 波、溢水等の事象想定「1.5.1 設 計基準対象施設の耐津波設計」に 同じ。  b. タービン補機冷却海水系を設 置するエリアにおける機器・配管 の損傷による津波、溢水等の事象想定 「1.5.1 設計基準対象施設の耐 津波設計」に同じ。  c. 海水ポンプ室循環海水ポンプエ リアにおける機器・配管の損傷に よる津波、溢水等の事象想定 「1.5.1 設計基準対象施設の耐 津波設計」に同じ。  d. 海水ポンプ室補機ポンプエリ	

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第 51 条 津波による損傷の防止】

赤色：様式-6に関する記載（付録及び下巻） 黄色：設置変更許可本文及び添付書類から引用以外の記載 茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比 黒字：前回提出時からの変更箇所	【〇〇条〇〇】関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付録 <関連する資料> ・様式-1への展開表（補足説明資料） ・技術基準規則リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
様式-7	

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八 アにおける機器・配管の損傷による津波、溢水等の事象想定 「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。	設置許可申請書 添付書類八 アにおける機器・配管の損傷による津波、溢水等の事象想定 「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。
			e. 機器・配管の損傷による内 部流入量の考慮「1.5.1 設計基準対 象施設の耐津波設計」に同じ。  f. 機器・配管等の損傷による内 部溢水の考慮「1.5.1 設計基準対 象施設の耐津波設計」に同じ。  g. 地下水の流入量の考慮「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」 に同じ。	e. 機器・配管の損傷による内 部流入量の考慮「1.5.1 設計基準対 象施設の耐津波設計」に同じ。  f. 機器・配管等の損傷による内 部溢水の考慮「1.5.1 設計基準対 象施設の耐津波設計」に同じ。  g. 地下水の流入量の考慮「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」 に同じ。

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第51条 津波による損傷の防止】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付録及び下巻）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付録
青色：設置許可申請書類からの引用以外の記載	<関連する資料>
赤色：設置許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への展開表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
■	■
■	■

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類人	設置許可申請書 添付書類人	設置許可と、技術基準規則との対比	備考	
					<p>i. 施設・設備施工上生じうる隙間部等についての考慮 [1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計] に同じ。なお、新設の重大事故等対処設備を内包する建屋等については、あらかじめ津波対策を考慮した設計とする。</p> <p>d. 水位変動に伴う取水性低下による重大事故等に対処するため必要な機能への影響を防止する。そのため、非常用海水ポンプについて、「(i) 設計基準対象施設の耐津波設計」を適用する。            ②k</p> <p>1.3.4 水位変動に伴う取水性低下及び津波の二次的な影響による重大事故等に対処するため必要な機能への影響防止②k</p> <p>(1) 非常用海水ポンプ、大容量送水ポンプ（タイプI）及び大容量送水ポンプ（タイプII）の取水性</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ（以下「非常用海水ポンプ」という。）については、評価水位としての海水ポンプ室での下降側水位と非常用海水ポンプの取水可能水位を比較し、評価水位が非常用海水ポンプ取水可能な水位を下回る可能性の有無を評価する。            ② 【51条27】</p> <p>評価の結果、海水ポンプ室の下</p>	<p>浸水防護施設</p> <p>1.3.4 水位変動に伴う取水性低下及び津波の二次的な影響による重大事故等に対処するため必要な機能への影響防止</p> <p>(1) 重大事故等時に使用するポンプの取水性</p> <p>水位変動に伴う取水性低下による重大事故等に対処するため必要な機能への影響を防止する設計とする。</p> <p>非常用海水ポンプについては、「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。</p> <p>② (2)k 重複</p> <p>重大事故等時に使用する可搬型の海水を取水するポンプは、大容量送水ポンプ（タイプI）及び大容量送水ポンプ（タイプII）の水中ポンプであり、設計基準対象施設の非常用取水設備である海水ポンプ室又は取水口から海水</p> <p>基準要求への適合性を明確化</p>	同上

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第51条 津波による損傷の防止】

赤色：様式-6に関する記載（付録及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付録		
青色：設置変更許可本文及び添付書類から引用以外の記載	<関連する資料>		
赤色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への展開表（補足説明資料）		
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠）に関する説明書 別添-1		
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則方針（後）と基本設計方針（後）との対比		
黄色：前回指出時からの変更箇所	■		

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可申請書 添付書類八	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	備考
	降側の評価水位が非常用海水ポンプの取水可能水位を下回ることから、津波防護施設として、海水を貯留するための貯留堰を設置することで、取水性を確保する設計とする。	⑤ 【51条28】	なお、大津波警報が発表された場合又は引き波による水位低下が確認された場合に、非常用海水ポンプの取水性を確保するため、循環水ポンプを停止する運用を保安規定に定めて管理する。 ⑦ 【51条47】	同水中ポンプについて、重大事故等時ににおいて基準津波による水位低下の影響を受けない事象発生後19時間以降に使用する設備であることから、取水性への影響はない。 ◇ (②) 重複)	1. 3.4 水位変動に伴う取水性低下及び津波の二次的な影響による重大事故等に対処するためには必要な機能への影響防止	浸水防護施設
		② 【51条29】	非常用海水ポンプについては、津波による上昇側の水位変動に對しても、取水機能が保持できるポンプの設計とする。 ⑧ 【51条30】	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	同上
		②1 【51条30】	大容量送水ポンプ（タイプI）及び大容量送水ポンプ（タイプII）についても、入力津波の水位に対する、取水性を確保できるものを用いる設計とする。 ②1 【51条30】	また、太容量送水ポンプ（タイプI）及び大容量送水ポンプ（タイプII）については、基準津波による水位の変動に對して取水性を確保でき、取水口からの砂の混入に対して、ポンプが機能保持できる設計とする。 ②1	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	同上
		②2 【51条30】	(2) 津波の二次的な影響による非常用海水ポンプ、大容量送水ポンプ（タイプI）及び大容量送水ポンプ（タイプII）の機能保持確認	(2) 津波の二次的な影響による重大事故等時に使用するポンプの機能保持確認	基準津波による水位変動に伴う海底の砂移動・堆積及び漂流物に對して、取水口、取水路及び海水ポンプ室の通水性が確保でき	同上

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第 51 条 津波による損傷の防止】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付録及び下巻）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付録
青色：設置更許可本文及び添付書類から引用以外の記載	<関連する資料>
・様式-1への展開表（補足説明資料）	・様式-1への展開表（補足説明資料）
緑色：設置更許可と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
黄色：前回提出時からの変更箇所	■

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可申請書 添付書類八	技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
⑤h 【51 条 31】	取水口、取水路及び海水ポンプ室が閉塞することなく取水口、取水路及び海水ポンプ室の通水性が確保できる設計とする。	海水ポンプの混入に対する設計とする。⑤j	海水ポンプの混入に対する設計とする。⑤j	海水ポンプの混入に対する設計とする。⑤j	海水ポンプの混入に対する設計とする。⑤j	同上
⑤i 【51 条 32】	非常用海水ポンプは、取水時に浮遊砂が軸受に混入した場合においても、軸受部の異物逃がし溝から浮遊砂を排出することで、機能を保持できる設計とする。	海水ポンプの混入に対する設計とする。⑤j	海水ポンプの混入に対する設計とする。⑤j	海水ポンプの混入に対する設計とする。⑤j	海水ポンプの混入に対する設計とする。⑤j	同上
⑤j 【51 条 33】	大容量送水ポンプ（タイプ I）及び大容量送水ポンプ（タイプ II）には、浮遊砂の混入に対して、取水性能が保持できるものを用いる設計とする。	海水ポンプの混入に対する設計とする。⑤j	海水ポンプの混入に対する設計とする。⑤j	海水ポンプの混入に対する設計とする。⑤j	海水ポンプの混入に対する設計とする。⑤j	同上

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第51条 津波による損傷の防止】

様式－7

赤色：様式-6に関する記載（付録及び下巻）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付録
青色：設置変更許可本文及び添付書類から引用以外の記載	<関連する資料>
赤色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への展開表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠）
■■■■■	・前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可申請書 添付書類八	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第51条 津波による損傷の防止】

赤色：様式-6に関する記載（付録及び下線） 青色：設置変更許可本文及び添付書類からとの引用以外の記載 緑色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比 紫色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比 黄色：技術基準規則と基本設計方針（前）との対比 黒字：前回提出時からの変更箇所	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表（補足説明資料） ・技術基準規則リスト（設定根拠）に関する説明書 別添-1	様式-7
---	---	------

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可申請書 添付書類八	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	備考
<b>1.3.5 津波監視</b> 津波監視設備として、敷地への津波の繰返しの来襲 <sup>⑤m</sup> を察知し、津波防護施設及び浸水防止設備の機能を確実に確保するため、津波監視カメラ（計測制御系統施設の中央制御室機能と兼用（以下同じ。））及び取水ビット水位計を設置する。 <b>⑤m</b> 【51条35】	<b>1.3.5 津波監視</b> 津波の襲来を監視するための津波監視設備の設置についでは、「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。 (1) <b>津波監視カメラ</b> 「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。 (2) <b>取水ビット水位計</b> 「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。 <b>⑤m</b>	<b>1.5.2.7 津波監視</b> 津波の襲来を監視するための津波監視設備の設置についでは、「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」に同じ。	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	浸水防護施設 1.3.5 津波監視	
<b>1.4 津波防護対策に必要な浸水防護施設の設計</b> <b>1.4.1 設計方針</b> 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の機能の保持については、「(i) 設計基準対象施設の耐津波設計」を適用する。 <b>⑥a</b> 【51条36】	<b>e. 津波防護施設 浸水防止設備</b> 及び津波監視設備の機能の保持については、「(i) 設計基準対象施設の耐津波設計」を適用する。 <b>⑥a</b>	<b>e. 津波防護施設 浸水防止設備</b> 及び津波監視設備の機能の保持については、「(i) 設計基準対象施設の耐津波設計」を適用する。	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	浸水防護施設 1.4.1 設計方針	同上
<b>(1) 津波防護施設</b> 津波防護施設は、津波の流入による浸水及び漏水を防止する設計とする。 <b>⑥b</b>	<b>f. 津波防護施設、⑥b 浸水防止設備及び津波監視設備の設計並びに非常用海水ポンプの取水性の評価に当たっては、「(i) 設計基準対象施設の耐津波設計」を適用する。  <b>⑥c</b> </b>	<b>(1) 津波防護施設</b> 津波防護施設は、津波の流入による浸水及び漏水を防止する設計とする。 <b>⑥b</b>	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり	浸水防護施設 1.4.1 設計方針	
<b>津波防護施設のうち防潮堤及び防潮壁については、入力津波高さを上回る高さで設置し、止水性を保持する設計とする。</b> 津波防護施設のうち取放水路流路端小工については、第1号機の取水路及び放水路から津波						

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第 51 条 津波による損傷の防止】

赤色：様式-6に関する記載（付録及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付録
青色：設置変更許可本文及び添付書類から他の引用以外の記載	<関連する資料>
赤色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への展開表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠）に関する説明書 別添-1
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠）に関する説明書 別添-1
黄色：前回提出時からの変更箇所	■

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可申請書 添付書類八	技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	<p>の流入を抑制し、入力津波に対して浸水を防止する設計とする。<sup>⑥</sup></p> <p>また、第1号機の停止措置期間中に性能を維持すべき施設（以下「性能維持施設」という）に影響を与えない設計とする。<sup>⑥</sup></p> <p>津波防護施設のうち貯留堰については、津波による水位低下に対して、非常用海水ポンプの取水可能水位を保持し、かつ、冷却に必要な海水を確保する設計とする。</p> <p>⑥c 【51条37】</p>				基準要求への適合性を明確化	浸水防護施設 1.4.1 設計方針
					基準要求への適合性を明確化	同上
		<p>(2) 浸水防止設備</p> <p>浸水防止設備は、浸水想定範囲等における浸水時及び<sup>浸水</sup>後の波圧等に対する耐性を評価し、津波の流入による浸水及び漏水を防止する設計とする。</p> <p>また、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に浸水時及び<sup>浸水</sup>後津波が流入することを防止するため、当該区画への流入経路となる開口部に浸水防止設備を設置し、止水性を保持する設計とする。</p> <p>⑥ 【51条38】</p> <p>⑥ 【51条39】</p>	基準要求への適合性を明確化	基準要求への適合性を明確化		
					基準要求への適合性を明確化	同上

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第51条 津波による損傷の防止】

様式－7

赤色：設置変更許可本文及び添付書類から他の引用以外の記載	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付録
青色：設置変更許可本文及び添付書類から他の引用以外の記載	<関連する資料>
赤色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式－1への展開表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠）
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則方針（後）との対比
黄色：前回提出時からの変更箇所	前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可申請書 及び基本設計方針との対比	備考
	設備、水密扉、浸水防止蓋、浸水防止壁、逆止弁付ファンネルを設置するとともに、貫通部止水処置を実施する設計とする。 軽油タンクエリアの浸水に対する浸水防止設備については、内郭防護として流入経路となる開口部に設置する設計とする。 漫水防止設備は、耐性を評価又是試験等により止水性を確認した方法により、止水性を保持する設計とする。	⑥ 【51条40】			
(3) 津波監視設備	津波監視設備は、津波の来襲状況を監視可能な設計とする。津波監視カメラは、波力及び漂流物の影響を受けない位置、取水ビット水位計は波力及び漂流物の影響を受けない位置に設置し、津波監視機能が十分に保持できる設計とする。また、基準地震動 $S_{\text{g}}$ に対して、機能を喪失しない設計とする。設計に当たっては、自然条件（積雪、風荷重）との組合せを適切に考慮する。	⑥ 【51条41】	津波監視設備のうち津波監視カメラは、非常用電源から給電し、赤外線撮像機能を有したカメラにより、昼夜にわたり中央制御室から監視可能な設計とする。	同上	同上
	⑥ 【51条42】	津波監視設備のうち取水ビット			

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第51条 津波による損傷の防止】

赤色：様式-6に関する記載（付録及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付録
青色：設置変更許可本文及び添付書類からとの引用以外の記載	<関連する資料>
赤色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	・様式-1への展開表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠）に関する説明書 別添-1
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比	・前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可申請書 添付書類八	技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
⑥ 【51条 43】	ト水位計は、非常用電源から給電し、O.P. -11.25m～0.P. +19.00mを測定範囲として、非常用海水ポンプ室が設置された海水ポンプ室補機ポンプエリアの上昇側及び下降側の水位を中央制御室から監視可能な設計とする。	津波防護施設、津波監視設備及び津波監視設備の設計に当たっては、津波による荷重及び津波以外の荷重を適切に設定し、それらの組合せを考慮する。また、想定される荷重に対する部材の健全性や構造安定性について適切な許容限界を設定する。	津波と組み合わせる荷重については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」のうち「2.3 外部からの衝撃による損傷の防止」で設定している自然条件（積雪、風荷重）及び余震として考えられる地震に加え、漂流物による荷重を考慮する。津波による荷重の設定に当たっては、各施設・設備の機能損傷モードに対応した荷重の算定過程に介在する不確かさを考慮し、余裕の程度を検討した上で安全側の設定を行う。	津水防護施設 基準要求への適合性を明確化	1.4.2 荷重の組合せ及び許容限界	同上

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7  
【第51条 津波による損傷の防止】

(2) 許容限界  
津波監視設備、浸水防止設備及び津波監視設備の許容限界は、地震後、津波後の再使用性や、津波の繰返し作用を想定し、施設・設備を構成する材料がおおむね弹性状態にとどまることを基本とする。

⑥ 【51条46】

要求事項との対比表	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)
⑥ 【51条45】	設置許可申請書 本文
(2) 許容限界 津波監視設備、浸水防止設備及び津波監視設備の許容限界は、地震後、津波後の再使用性や、津波の繰返し作用を想定し、施設・設備を構成する材料がおおむね弹性状態にとどまるこれを基本とする。	設置許可申請書 添付書類八  基準要求への適合性を明確化  1.4.2 荷重の組合せ及び許容限界

赤色：様式-6に関する記載（付録及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付録
青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	<関連する資料>
赤色：設置変更許可と基本設計方針(後)との対比	・様式-1への展開表（補足説明資料）
緑色：技術基準規則と基本設計方針(後)との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠）に関する説明書 別添-1
紫色：基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比	・技術基準規則リスト（設定根拠）；前回提出時から変更箇所

様式-7

## 各条文の設計の考え方

## 第51条(津波による損傷の防止)

## 1. 技術基準の条文、解釈への適合性に関する考え方

No.	基本設計方針で記載する事項	適合性の考え方（理由）	項-号	解釈	添付書類
①	基準津波に対して安全性が損なわれるおそれがないための設計	技術基準の要求を受けた内容として記載している。	1	1	b
②	津波防護対策の評価事項と考慮事項	津波防護対策として要求される評価事項と評価において考慮すべき事項を記載している。	1	1	b
③	津波防護対象設備の明確化	津波から防護すべき設備について記載している。	1	1	b
④	入力津波の設定	入力津波の設定に当たり考慮すべき事項を記載している。	1	1	b
⑤	評価の結果、必要な津波防護対策	津波防護対策として要求される評価の結果、必要となる対策を記載している。	1	1	b
⑥	浸水防護施設の設計	技術基準規則への適合に係る津波設計方針に基づいて設置する浸水防護施設の設備設計を記載している。	1	1	a, b, c, d, e, f, g, h
⑦	浸水防護施設の機能の維持（浸水防護施設の維持・運用）	浸水防護施設の機能を担保するための確実な設備の運用については、保安規定で担保する旨を記載している。	1	1	b

## 2. 設置許可本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方

No.	項目	考え方	添付書類
①	設置許可基準規則への適合	設置許可基準規則の要求事項に対する記載であり、それに基づく技術基準規則の要求事項を記載するため、記載しない。	—
②	重複記載	設置許可の中で重複記載があるため記載しない。	—
③	外郭防護1に対する設計	基本設計方針に具体的な内容を記載するため記載しない。	—

## 3. 設置許可添八のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方

No.	項目	考え方	添付書類
◇①	重複記載	設置許可の中で重複記載があるため記載しない。	—
◇②	津波防護対象の選定	津波防護対象の選定結果については、「1.No③」にて同趣旨の内容を包括して記載するため記載しない。	—
◇③	敷地及び敷地周辺における地形、施設の配置等	発電所の敷地及び敷地周辺の状況を把握するための基本事項であり、設置許可本文の記載を基本設計方針に記載するため記載しない。	—
◇④	浸水防護施設の設置	「1.No②」又は「1.No⑤」にて同趣旨の内容を包括して記載するため記載しない。	—

## 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－6

## 【第 51 条 津波による損傷の防止】

—：該当なし  
■：前回提出時からの変更箇所

様式－6

⑤	浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策	内郭防護を検討する上での評価条件や評価内容については「発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」に記載する内容であるため、基本設計方針には記載しない。	b
⑥	・砂移動・堆積の影響 ・重大事故時に使用するポンプへの浮遊砂の影響 ・漂流物の取水性への影響	津波の二次的な影響評価の検討項目については「発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」に記載する内容であるため、基本設計方針には記載しない。	b
4. 詳細な検討が必要な事項			
No.	書類名		
a	要目表		
b	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷防止に関する説明書		
c	取水口及び放水口に関する説明書		
d	設備別記載事項の設定根拠に関する説明書		
e	環境測定装置の構造図及び取付箇所を明示した図面		
f	強度に関する説明書		
g	浸水防護施設に係る機器の配置を明示した図面及び系統図		
h	構造図		
i	耐震性に関する説明書		
j	発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書		
k	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書		